



神奈川県

# 神奈川県環境基本計画

～次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり～

平成 28 年 3 月

神奈川県



県民の皆様へ



神奈川県では、平成9年3月に神奈川県環境基本計画を策定し、その後、平成12年及び17年の2度にわたる改定を行い、環境の保全と創造に向けて、地球環境問題への対応、環境影響評価の推進、公害への取組などさまざまな施策を展開してきました。

その結果、生活環境では、大気や水質の状態は概ね良好となり、自然環境では水源環境の保全・再生や里地里山の保全・活用の仕組みが進展するなどの成果が上がっています。

一方、県内の温室効果ガス排出量は、東日本大震災以後、火力発電所の発電量が増加したことにより大幅に増え、また、新たにPM2.5などの課題が顕在化しました。さらに、生物多様性の理解と地域の特性に応じた保全行動を促進していくことが求められています。

そこで、平成27年7月に策定された「かながわランドデザイン第2期実施計画」を踏まえ、このたび、新たな環境基本計画を策定しました。

この計画では基本目標を「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」としました。この目標には、県民が、快適な生活とともに、豊かな自然や良好な環境を享受できるようにすることで、県民一人ひとりの「いのち」を輝かせる環境を次世代につないでいきたいという想いを込めています。

また、基本目標を達成するために、「持続可能な社会の形成」「豊かな地域環境の保全」「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの分野を設定し、10年後のめざす姿等や施策の方向を明らかにして、計画の実現に向けて取り組むこととしています。

「持続可能な社会の形成」では、地球温暖化対策を分散型エネルギーシステムの構築と一体的に進めることによる温室効果ガス排出量の削減などに取り組めます。また、「豊かな地域環境の保全」では、生物多様性に配慮した自然を守る取組や身近な大気、水などの生活環境を保全する取組を進めます。そのために、「神奈川のチカラとの協働・連携」では、本県に根付いてきている環境保全に向けた県民活動や、企業の先端技術等の神奈川の「チカラ」を結集していきます。

計画の策定に当たり、神奈川県環境審議会で熱心なご審議をしていただくとともに、多くの県民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただき、県議会の議決をいただきました。ご協力いただいた多くの方々に深く感謝を申し上げます。

今後とも、県民、NPO、事業者や市町村の皆様と力を合わせて、計画を着実に推進し、いのち輝く環境をつくり、将来の世代へ継承してまいりたいと考えております。皆様のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

平成28年3月

神奈川県知事 志保祐治

# 目次

はじめに	1
1 環境基本計画とは	1
2 環境基本計画と県の諸計画等との関係	1
(1) 総合計画(かながわランドデザイン)との関係	1
(2) 環境関係の諸計画との関係	1
(3) 諸施策との関係	1
3 計画策定の経緯	2
第1章 基本的な考え方及び施策の方向	3
1 基本的な考え方	3
(1) 計画の期間	3
(2) 計画策定の主な背景	3
(3) 環境問題等に対する基本認識	4
(4) 基本目標	6
2 施策の基本的な方向	7
施策の分野1 持続可能な社会の形成	8
<地球温暖化>	8
(1) これまでの取組・現状・課題	8
(2) 10年後のめざす姿等	9
(3) 施策の方向	9
<資源循環>	10
(1) これまでの取組・現状・課題	10
(2) 10年後のめざす姿等	11
(3) 施策の方向	11
施策の分野2 豊かな地域環境の保全	12
<自然環境>	12
(1) これまでの取組・現状・課題	12
(2) 10年後のめざす姿等	13
(3) 施策の方向	13
<生活環境>	14
(1) これまでの取組・現状・課題	14
(2) 10年後のめざす姿等	15
(3) 施策の方向	15
施策の分野3 神奈川のチカラとの協働・連携	16
<人材・技術>	16
(1) これまでの取組・現状・課題	16
(2) 10年後のめざす姿等	17
(3) 施策の方向	17

第2章 計画の実現に向けて5年間で取り組む施策	19
1 施策体系	19
2 実施期間	20
3 具体的な施策展開	21
(1) 持続可能な社会の形成	21
ア 地球温暖化への対応	21
(ア) 地域からの地球温暖化対策の推進	21
(イ) 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進	25
イ 資源循環の推進	27
(ア) 資源の循環的利用の推進	27
(イ) 適正処理の推進	30
(2) 豊かな地域環境の保全	34
ア 自然環境の保全	34
(ア) 生物多様性の保全	34
(イ) 水源環境の保全・再生の推進	37
イ 生活環境の保全	40
(ア) 大気環境保全対策の推進	40
(イ) 水環境保全対策の推進	44
(ウ) 化学物質対策の推進	47
(エ) 環境に配慮したまちづくり	49
(オ) 環境に配慮した農林水産業の推進	52
(3) 神奈川の子カラとの協働・連携	55
ア 人材の育成と協働・連携の推進	55
(ア) 環境学習・教育の推進と基盤づくり	55
(イ) 環境にやさしい活動の推進	58
イ 技術力の活用	61
(ア) 環境を向上させる技術と産業の活用	61
第3章 計画の着実な推進	64
1 進行管理	64
2 計画の見直し	64
3 環境指標	67
参考資料	72
1 社会経済等の動向	72
2 用語集	78
3 神奈川県環境基本条例	85
4 神奈川県環境審議会委員の名簿	91
5 県民参加等の概要	92

本文中で、「\*」が付いている用語は、参考資料の用語集に掲載されているものです。  
 同じ用語が複数回記載されている場合、「\*」は最初に記載されている箇所のみ付けています。

# はじめに

## 1 環境基本計画とは

神奈川県環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)は、県における環境施策を推進する上での基本的な計画で、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県環境基本条例(以下「環境基本条例」という。)第7条に基づき、長期的な目標や施策の方向等を定めるものです。

## 2 環境基本計画と県の諸計画等との関係

### (1) 総合計画(かながわグランドデザイン)との関係

総合計画は、県政運営の総合的・基本的指針を示すものであり、環境基本計画は、総合計画における政策分野「エネルギー・環境」の軸となる個別計画として、総合計画を補完するものとなっています。

### (2) 環境関係の諸計画との関係

環境関係の諸計画は、それぞれの分野の施策を計画的に推進することで環境基本計画を補完し、連携しながら環境の諸問題の解決を図るものです。

### (3) 諸施策との関係

環境基本条例第8条では、「県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。」と規定されているため、県の様々な施策は、環境基本計画の定める方向に沿って環境配慮がなされることになっています。

なお、災害発生時等の緊急時においては、個別事業における業務継続計画や災害発生時初動対応マニュアル等に基づいて、対応しますが、その際も同様の環境配慮がなされるようにしていきます。また、放射性物質に関しては、環境中の放射線量などの把握を行っていますが、今後も引き続き監視を行うとともに、必要に応じて環境汚染への対応を行っていきます。

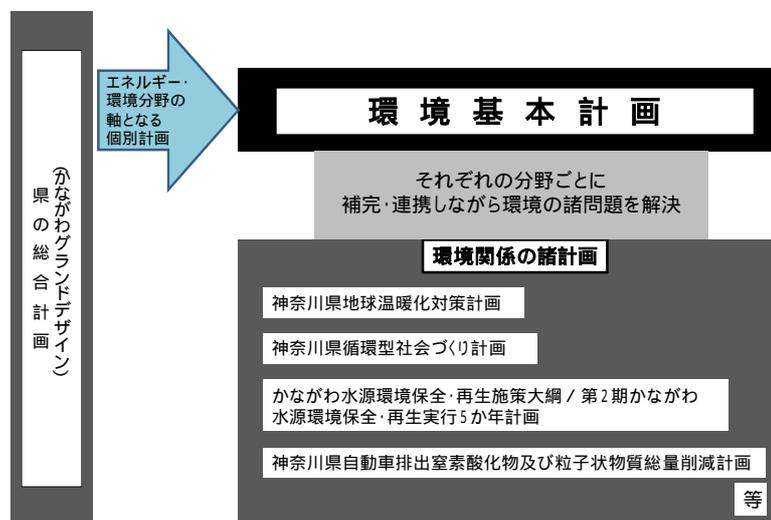


図 環境基本計画と県の諸計画との関係

### 3 計画策定の経緯

県では、1996(平成8)年3月に制定した環境基本条例に基づき、1997(平成9)年3月に初めて環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策を実施してきました。

その後、2000(平成12)年4月及び2005(平成17)年10月の2度にわたる改定を行いましたが、これまでの環境基本計画は、2015(平成27)年度で最終年度を迎えます。

また、県では、環境基本計画に基づき、生活環境保全対策、自然環境の保全・再生、資源循環の推進、地球温暖化\*対策、環境意識の形成などに取り組んできましたが、いずれの取組も継続していく必要があり、また、新たに取り組むべき課題も生じてきています。

そこで、これらの課題に的確に対応し、環境の保全と創造を総合的かつ計画的に推進するため、新たな環境基本計画を策定するものです。

# 第1章 基本的な考え方及び施策の方向

## 1 基本的な考え方

### (1) 計画の期間

2016(平成 28) ~ 2025(平成 37)年度 【10 年間】

神奈川県環境基本条例(以下本章において「環境基本条例」という。)第7条により、神奈川県環境基本計画(以下本章において「環境基本計画」という。)は、「環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向」を定めることとしています。

### (2) 計画策定の主な背景

#### ア 人口・世帯

県の人口は、増加傾向が続いていますが、県の推計では、2018(平成30)年に総人口のピーク(中位推計)を迎え、その後減少していくことが見込まれています。

また、県の世帯数も、増加傾向が続いていますが、県の推計では、2030(平成42)年頃にピークを迎え、その後減少していくことが見込まれています。世帯構成としては、単独世帯が増加しており、特に一人ぐらしの高齢者の世帯が大幅に増加していくと見込まれています。

こうしたことから、エネルギー消費や廃棄物\*の排出などに伴う環境負荷が、長期的には社会全体として減少することが予想されます。一方、世帯の少人数化と世帯数の増加により、一人当たりの環境負荷が増えて、人口減少による環境負荷の低減を相殺していく可能性があり、家庭におけるエネルギー使用量や廃棄物排出量のさらなる削減を図る必要があります。

#### イ 土地利用

住宅地などの都市的な土地利用は、居住環境へのニーズの高度化、道路などの都市基盤の整備、社会経済活動の拡大などにより、増加しています。

しかし、都市的土地利用が進む地域がある一方、空き家や空き店舗が目立つ市街地なども増えています。

また、農地や森林などの農林業的な土地利用は、都市化の進展などに伴い、減少しています。

こうした状況を踏まえ、自然環境の保全とのバランスをとりながら、地域の活性化につながる市町村主体のまちづくりに配慮した土地利用が必要となっています。

#### ウ 産業

製造業の事業所数が減少傾向にある一方で、総合特区・国家戦略特区の指定、さがみ縦貫道路の開通による交通利便性の向上などで、産業集積に向けたポテンシャルの高まりが期待されています。

これまで、神奈川県環境影響評価条例(以下本章において「環境影響評価条例」という。)等により、開発を行う際の環境配慮を求めてきましたが、今後も引き続き、環境保全と開発とのバランスをとっていく必要があります。

また、サービス産業の拡大などにより、2012(平成24)年度のオフィスビルや店舗等における業務床面積は、1990(平成2)年度と比較して大幅に増加しています。

今後もオフィスビルや店舗等の業務床面積の増加に伴い、空調・照明機器等の増加が見込まれることから、業務床面積当たりのエネルギー使用量の削減を図る必要があります。

## エ 地方分権

指定都市や中核市への移行に伴う市の権限の拡大や、県と市町村との協議などによる権限の移譲が進んでいます。

このため、県・市町村の役割分担のもとに、環境の保全と創造に向けた様々な取組について、市町村との連携を強化していく必要があります。

## (3) 環境問題等に対する基本認識

### ア 地球温暖化

人間活動の拡大に伴う温室効果ガス\*排出量の増加が原因である地球温暖化によって、異常気象、生態系への影響、食料生産や健康などの人間への影響が、すでに現れており、今後、温暖化が進むと、さらに深刻な影響が及ぶと予測されています。

こうした中、県内の温室効果ガス排出量は、東日本大震災以後、火力発電の発電量の増加に伴い化石燃料の消費量が増えたことなどにより、大幅に増加しており、事業者や県民などすべての主体が、再生可能エネルギー\*等の利用や省エネルギー対策にさらに積極的に取り組む必要があります。

### イ 資源循環

廃棄物の問題に関しては、これまでリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3R<sup>注)</sup>の推進や廃棄物の適正処理の推進に取り組んできました。こうした取組によって県民による3Rの取組が一定程度定着し、減量化が進み、再生利用率が上昇しています。今後も3Rの取組を進めていくとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連工事等が見込まれることから、建設系廃棄物の資源化や適正処理を推進する必要があります。

注) 3Rの取組には、例えば、不要なものは買わない・もらわない(リフューズ)、修理して長く大切に使う(リペア)といった取組も含まれます。

### ウ 自然環境

自然環境は私たちの暮らしを支える基盤となっており、日々の生活や事業活動を持続可能なものとするために不可欠です。県では、丹沢大山の自然再生や三浦半島における緑地の保全など、生物多様性\*に配慮しつつ、みどりの確保に努めてきました。

また、水源環境については、森林の持つ水源かん養、土砂流出防止などの公益的機能や、自然が持つ水循環機能を発揮できるよう、その保全・再生に取り組んできました。

国においては、2008(平成20)年6月に生物多様性基本法が施行され、2014(平成26)年7月には水循環基本法が施行されるなど、こうした取組の必要性はますます高まっています。今後は、地域の特性に応じた生物多様性の保全をさらに進めるとともに、生物多様性の理解と保全行動を促進していくことが必要であるほか、引き続き、県民

参加で自然が持つ健全な水循環機能の保全・再生に取り組むことが必要です。

## エ 生活環境

生活環境の保全について、県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下本章において「生活環境保全条例」という。）をはじめとする諸法令に基づき、大気や水質の保全等に取り組んできました。大気環境については、二酸化窒素\*等の状況は改善していますが、微小粒子状物質（以下本章において「PM2.5」という。）\*など新たな問題が顕在化しています。水質については、概ね良好な状態を維持していますが、湖や海域の環境基準\*の達成率については、河川に比べて低い状態です。今後も、PM2.5や湖及び海域の水質改善の対応などを図る必要があります。

## オ 人材・技術

地球温暖化対策、資源循環の推進、自然環境の保全・再生など、今日の環境問題を解決するためには、様々な主体が積極的に環境保全活動に取り組むことが重要です。

県では、学校や地域における環境教育の推進や県民、NPO\*、事業者等と連携した取組などにより、「自ら考え行動する人の育成」に取り組んできました。

また、企業誘致施策等により、県内には研究開発拠点が新たに進出し、企業間連携等も進んできました。

このようなポテンシャルを今後も環境施策の展開に生かしていく必要があります。

#### (4) 基本目標

環境基本条例は、「環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない」ことを、基本理念の第一に掲げています。

これまでの環境基本計画では、「将来につなぐ、良好な環境の保全と創造」を基本目標とし、健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全、生物多様性に配慮した自然環境の保全・再生と活用、循環型社会づくり、地球市民社会の循環保全、環境に配慮した県土利用と環境と共生するまちづくりや実践に結びつく環境意識の形成などに取り組んできました。

本県は、箱根や丹沢などの緑豊かなやまなみや、豊かに流れる相模川・酒匂川、湘南のなぎさをはじめとする相模湾から東京湾などの変化に富む美しい海岸線などの多彩な自然環境を有し、大気や水質の状況も概ね良好です。

一方で、活発な経済活動が行われ、自動車専用道路や鉄道網など利便性の高い交通ネットワークの形成が進むなど、快適な生活を実現するための基盤も整備されています。

このように本県は、快適で利便性の高い生活を送りながら、身近に豊かな自然を感じられ、きれいな空気や水を得ることができる良好な環境に恵まれています。さらにこの環境をより良いものにしていくことが大切です。

環境は、そこに生きるすべての「いのち」の基盤であり、現在の「いのち」は、環境を介して未来の「いのち」とつながっています。

良好な環境は、県民が生きる喜びを実感し、生まれてよかった、長生きしてよかったと思える「いのち輝く環境」であり、将来の世代へと継承していく必要があります。

こうした考えのもと、今後10年間の環境基本計画では、環境基本条例の理念の実現を図るため、

### 次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり

を基本目標とします。

環境基本計画では、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図るため、地球温暖化対策を分散型エネルギーシステムの構築と一体的に進めるとともに、資源の循環的利用を推進します。

また、豊かな自然環境を保全し、住みよい環境や快適な生活を実現するため、生物多様性保全の取組や、身近な大気、水などの生活環境を保全する取組を行うとともに、環境に配慮したまちづくりや農林水産業への取組を推進します。

これらの取組に当たっては、本県に根付いてきている環境保全に向けた県民活動や企業の先端技術等の神奈川の「チカラ」を結集していきます。

こうした環境の保全と創造により、県民一人ひとりの「いのち」を輝かせる環境を、次世代につなぐことをめざします。

## 2 施策の基本的な方向

こうしたことから、基本目標を達成するために、具体的な施策展開に当たっては、以下の3つの「施策の分野」を設定します。

### 施策の分野1 持続可能な社会の形成

将来の世代の利益を損なわない環境負荷の少ない社会をめざすため、地球温暖化対策を分散型エネルギーシステムの構築と一体的に進めるとともに、資源の循環的利用を推進します。

### 施策の分野2 豊かな地域環境の保全

自然豊かで県民が暮らしやすい地域環境をめざすため、里地里山の保全活動をはじめ、生物多様性に配慮した自然を守る取組や、身近な大気、水などの生活環境を保全する取組を推進します。

### 施策の分野3 神奈川のチカラとの協働・連携

施策の分野1と施策の分野2の取組を促進するため、神奈川の人材や先端技術を有する企業等との協働・連携を推進します。

## 施策の分野 1 持続可能な社会の形成

### <地球温暖化>

#### (1) これまでの取組・現状・課題

##### 【これまでの取組】

県では、2003(平成15)年10月に、神奈川県地球温暖化対策地域推進計画を策定(2006(平成18)年6月に改訂)し、地球温暖化対策の取組を推進してきましたが、2009(平成21)年7月には、神奈川県地球温暖化対策推進条例(以下本章において「温暖化対策条例」という。)を制定し、地球温暖化防止に向けた事業者、県民、県等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する取組の推進について定めました。

その後、2010(平成22)年3月には温暖化対策条例に基づき、地球温暖化対策の基本的な計画として新たに神奈川県地球温暖化対策計画を策定し、「2020(平成32)年の県内の温室効果ガスの総排出量を、1990(平成2)年比で25%削減」という目標を定め、取組を推進してきました。

また、2011(平成23)年9月にかがわスマートエネルギー構想を提唱し、さらに2014(平成26)年4月にかがわスマートエネルギー計画を策定し、再生可能エネルギー等の導入拡大や省エネルギーの推進等に取り組む中で、地球温暖化対策を推進してきました。

##### 【現状】

県内の2012(平成24)年度の温室効果ガス排出量(速報値)は、オフィスビルや店舗等の業務床面積や世帯数の増加等に加え、原子力発電所の稼働停止により、火力発電所の発電量が増加したことから、1990(平成2)年度<sup>注)</sup>と比較して4.6%増加しています。

##### 【課題】

今後もオフィスビルや店舗等の業務床面積、世帯数は増加が見込まれている中で、温室効果ガス排出量を削減していくためには、事業者や県民などすべての主体が、再生可能エネルギー等の利用や省エネルギーに率先して取り組んでいくことが必要です。また、火力発電所の発電量が増加していることから、エネルギー供給に伴って発生する温室効果ガスを可能な限り抑制する必要があります。

さらに、今後、地球温暖化の影響が様々な面で生ずることが予測されていることから、既に現れている影響や今後中長期的に避けることのできない影響への適応を計画的に進めていく必要があります。

注) HFC<sub>s</sub>、PFC<sub>s</sub>、SF<sub>6</sub>は1995(平成7)年度。以下同じ。

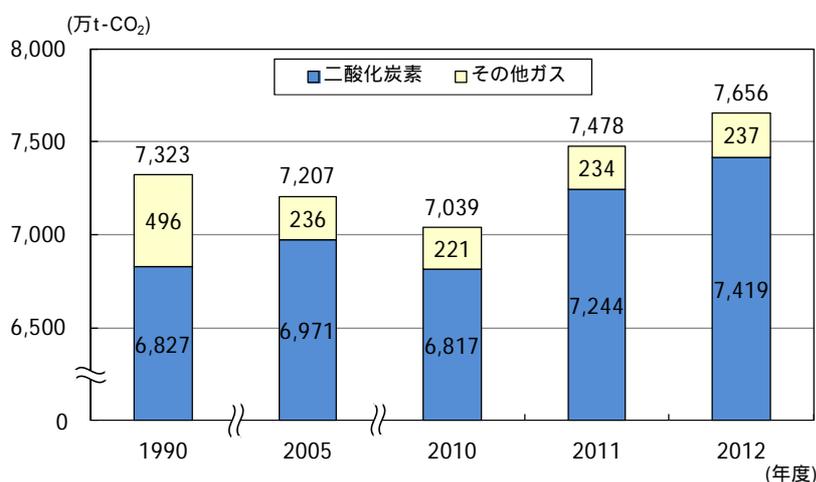


図 県内における温室効果ガス排出量の推移

(2) 10年後のめざす姿等

事業者や県民などすべての主体が、それぞれ率先して再生可能エネルギー等の利用や省エネルギーの取組を行い、温室効果ガス排出量の着実な削減が進んでいます。

将来的には、「今世紀後半に、温室効果ガスの排出量と吸収量が均衡するようめざす」とするパリ協定\*の目標を踏まえて、事業者や県民などすべての主体が、それぞれの立場・責任に応じた貢献をすることをめざします。

(3) 施策の方向

事業者や県民などの再生可能エネルギー等の利用や省エネルギーの取組を促進すること等により、地球温暖化対策に取り組みます。

重点的に取り組むべき事項

事業活動に伴い発生する温室効果ガスの削減

エネルギー供給に伴い発生する二酸化炭素の低減

## <資源循環>

### (1) これまでの取組・現状・課題

#### 【これまでの取組】

県では、県民、事業者、市町村とともに、循環型社会の実現に向けた取組を進めていくために、2002(平成14)年3月に神奈川県廃棄物処理計画を策定、その後、2012(平成24)年3月に全面的に改定し、神奈川県循環型社会づくり計画へと改め、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rの推進や廃棄物の適正処理の推進に取り組んできました。

一般廃棄物については、市町村相互の連携・協力によるごみ処理広域化の推進を図り、リサイクルや適正処理を推進してきました。

産業廃棄物については、排出事業者に対する発生抑制、リサイクル、適正処理の指導や、処理業者に対する適正処理の指導を行うとともに、2006(平成18)年6月に安全性のモデルとしての県立県営の産業廃棄物最終処分場である、かながわ環境整備センターを設置し、維持運営に取り組んできました。

また、2007(平成19)年4月に、神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例を施行し、不法投棄を許さない地域づくりをめざして、県民、事業者、市町村や県警等と連携して、不適正処理の未然防止対策を推進してきました。

さらに、ポリ塩化ビフェニル<sup>\*</sup>廃棄物(以下本章において「PCB廃棄物」という。)については、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が2014(平成26)年6月に変更されたことに伴い、2006(平成18)年3月に策定した神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(以下本章において「PCB処理計画」という。)を、2015(平成27)年3月に変更しました。

#### 【現状】

一般廃棄物については、県民の3Rの取組が定着し、減量化、再資源化が進んでいます。産業廃棄物については、再生利用率が上昇しているものの、排出量は横ばいとなっています。近年、大規模な産業廃棄物の不法投棄は発生していませんが、一般廃棄物の不法投棄はあとを絶たない状況です。また、有害なPCB廃棄物については、県内に依然として大量に保管されています。

#### 【課題】

一般廃棄物については、近年再生利用率が横ばいとなっており、引き続き3Rに取り組んでいく必要があります。また、排出量を抑制するためには、その中でもリデュース、リユースが一層浸透するよう、取組を推進する必要があります。

産業廃棄物については、排出量が横ばいとなっているため、発生抑制や循環的利用を促進するにあたり排出量の多くを占める業種への効果的な対策が必要です。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連工事等が見込まれることから、建設系廃棄物の資源化や適正処理を推進する必要があります。最終処分場の残余容量のひっ迫も課題となっています。

これまで長期間保管され続けてきたPCB廃棄物について、PCB処理計画に基づき、処理期限内に処理が確実に完了するよう計画的に進める必要があります。

本県においては、大規模地震の切迫性が指摘されており、災害が発生した場合には、大量の廃棄物の発生が想定されることから、迅速かつ適正な処理に向けた市町村等と連携した体制整備が必要となっています。

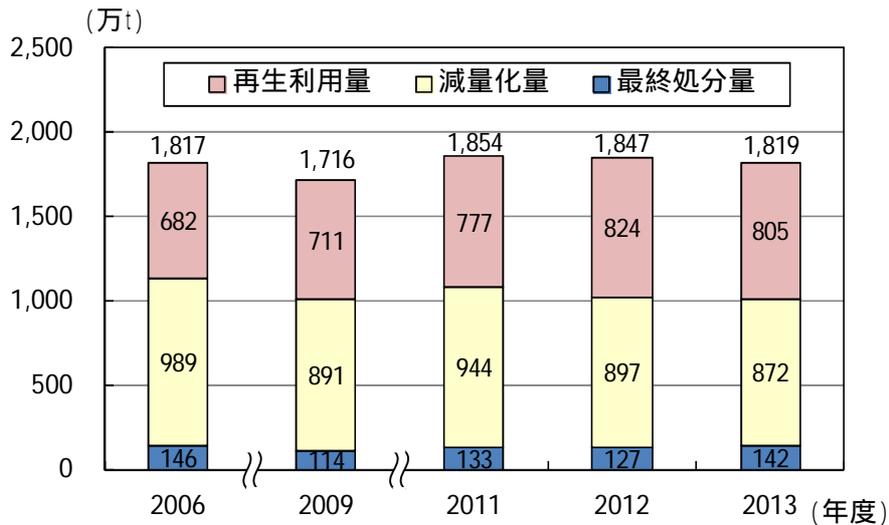


図 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量

(2) 10年後のめざす姿等

廃棄物の発生そのものをできる限り減らし、不要となったものでも使えるものはできるだけ繰り返し使い、繰り返し使えないものは資源として活用する、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組が進んでいます。最終処分する廃棄物は減少し、適正に処理されています。

将来的には、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かし、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」と呼ばれるものがゼロになる「廃棄物ゼロ社会」をめざします。

(3) 施策の方向

循環型社会の実現に向けて、引き続き3Rの推進に取り組めます。また、2020(平成32)年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連工事などに対応するために、建設副産物\*の適正処理や不法投棄対策を推進していきます。

重点的に取り組むべき事項

資源の循環的利用

廃棄物の適正処理

## 施策の分野 2 豊かな地域環境の保全

### < 自然環境 >

#### (1) これまでの取組・現状・課題

##### 【これまでの取組】

県では、丹沢大山の自然再生、里地里山の保全、緑地の保全、外来生物対策など、生物多様性の保全等に資する様々な施策に取り組んできました。

特に自然環境の劣化が進んだ丹沢大山では、丹沢大山自然再生計画を策定し、2007(平成19)年4月からブナ林の保全・再生対策やニホンジカの管理、希少種の保護など自然再生に向けた総合的な施策を展開してきました。

里地里山については、2008(平成20)年4月に神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例を施行し、土地の所有者や地域住民が主体となった活動団体が行う里地里山の保全等の活動を支援してきました。

都市部を含めた県全域において、地域制緑地\*の指定やトラスト制度\*の活用により、緑地の確保に取り組んできました。

水源環境の保全・再生については、県民や市町村等との意見交換を重ね、2005(平成17)年11月に今後20年間の取組全体を示す、かながわ水源環境保全・再生施策大綱と、この施策大綱に基づき5年ごとに取り組む、かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画を策定し、個人県民税の超過課税(水源環境保全税)を財源に2007(平成19)年度から特別な対策に取り組んできました。

##### 【現状】

丹沢大山では、土壌流出防止対策やニホンジカの管理捕獲などの総合的対策により、一部の地域において植生回復の兆しが見られます。

里地里山では、保全活動の支援等の取組を通じて、活動に取り組む地域や団体は着実に増加しています。また、都市部を中心に、地域制緑地の指定等による緑地の確保が進みました。

水源の森林の保全については、適切に管理されている森林の割合が一定程度まで増加しました。

##### 【課題】

丹沢大山や三浦半島などをはじめ、各地域の特性に応じた生物多様性を保全していくための取組を進めるとともに、県民や事業者、行政など様々な活動主体が生物多様性について理解を深め、日常の活動において、生物多様性の保全のための行動をとることを促進する必要があります。

水源環境の保全・再生に関しては、県民理解の下、長期にわたる継続的な取組が不可欠なことから、今後も県民参加で水源環境の保全・再生に取り組むことが必要です。



図 林床植生\*の衰退と進む土壌流出（檜洞丸付近）

(2) 10年後のめざす姿等

丹沢大山などの水源地域の森林や里地里山、都市のみどりなどの保全・再生の取組が進むとともに、各主体の日常生活や事業活動において、生物多様性の保全のための行動がとられるなど、生物多様性の理解と保全行動が進んでいます。

将来的には、それぞれの地域における生態系が良好に保全され、生物多様性がもたらす恵みを持続的に享受できる状態をめざします。

(3) 施策の方向

丹沢大山や里地里山など、各地域の特性に応じた生物多様性の保全を進めるとともに、生物多様性の理解と保全行動の促進に取り組みます。また、水源環境の保全・再生に継続的に取り組みます。

重点的に取り組むべき事項

地域の特性に応じた生物多様性の保全

水源環境の保全・再生

## <生活環境>

### (1) これまでの取組・現状・課題

#### 【これまでの取組】

大気環境については、大気汚染防止法や生活環境保全条例に基づき、工場などから排出される窒素酸化物\*やばいじん\*等の大気汚染物質に対して濃度規制や総量規制\*を実施してきました。

水環境については、水質汚濁防止法や生活環境保全条例に基づく事業者への指導、下水道などの生活排水処理施設の整備を行ってきました。さらに、東京湾においては、東京湾における化学的酸素要求量\*等に係る総量削減計画に基づき汚濁負荷対策等に取り組んできました。

化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律や生活環境保全条例に基づき、化学物質による環境負荷の低減に向けた事業者の自主的な取組を促進してきました。

環境に配慮したまちづくりとして、神奈川県土地利用調整条例や環境影響評価条例の適切な運用等を行い、環境の保全を図りながら計画的な土地利用を行ってきました。

さらに、農林水産業においては、化学合成農薬や化学肥料の使用等による環境負荷の軽減等に取り組む環境保全型農業を推進してきました。

#### 【現状】

大気環境について、二酸化硫黄\*及び一酸化炭素\*は、長期間にわたり環境基準を達成しています。また、近年では二酸化窒素や浮遊粒子状物質\*について改善傾向が見られ、特に2013(平成25)年度には、二酸化窒素が、1973(昭和48)年に環境基準が設定されて以来、初めて測定局の環境基準達成率が100%となりました。

また、水質の汚濁状況を表す生物化学的酸素要求量(BOD)\*又は化学的酸素要求量(COD)について、河川の環境基準達成率は良好な状態を維持しています。一方、湖や海域の環境基準の達成率については、河川に比べて低い状況となっています。

法律に基づく化学物質の届出排出量は、制度がスタートした2001(平成13)年度に比べて約55%削減されました。

また、道づくりや川づくり等において、環境に配慮した工法を取り入れるなどして、施設整備が行われています。農業における化学合成農薬や化学肥料の使用量については、1996(平成8)年度と比較して、2007(平成19)年以降、30%以上削減しています。

#### 【課題】

大気環境に関しては、二酸化窒素等の状況は改善した一方、光化学オキシダント\*の状況については依然として改善されていません。また、PM2.5が新たな環境問題として顕在化してきたことから、これらの課題への対策が必要となっています。

水環境に関しては、湖や海域の閉鎖性水域における富栄養化\*、また、土壌・地下水汚染\*が事業所廃止に伴う調査により判明するなどといったことへの対応が必要となっています。

化学物質に関しては、排出量は減少しているものの、様々な化学物質が環境へ排出されており、人の健康や生活環境への影響を与えるおそれのある化学物質について、一層の削減が必要となっています。

また、今後もまちづくりや農林水産業の振興に際しては、環境に配慮していく必要があります。

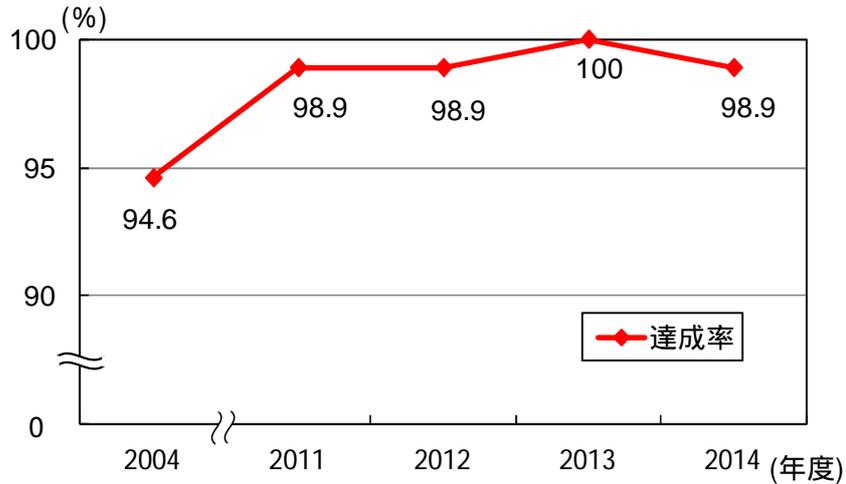


図 二酸化窒素の環境基準達成率

(2) 10年後のめざす姿等

大気、水、土壌の環境は良好な状態が維持され、光化学オキシダントやPM2.5といった課題の解決に向けた取組が進んでいます。また、排出される化学物質は低減され、環境に配慮したまちづくりや農林水産業の取組が進んでいます。

将来的には、大気・水環境などが、PM2.5や多種多様な化学物質への対策といった比較的新しい課題も含めて良好な状態で維持され、また、環境に配慮した地域開発やまちづくりが主流化し、環境に配慮した農林水産業が浸透していることをめざします。

(3) 施策の方向

私たちの身の回りの大気環境や水環境などを保全し、排出される化学物質の一層の低減化を図るとともに、都市の施設等の整備や農林水産業においても環境への配慮を促進します。

重点的に取り組むべき事項

- 大気環境における課題への対応
- 河川・湖沼・海域における水質の保全
- 排出される化学物質の低減化
- 農林水産業における環境への配慮

## 施策の分野3 神奈川のチカラとの協働・連携

### <人材・技術>

#### (1) これまでの取組・現状・課題

##### 【これまでの取組】

地球温暖化などの環境問題を解決していくためには、県はもとより、県民、NPO、事業者、市町村などあらゆる行動主体が常に環境に配慮し、かつ、協働・連携して取組を進めることが必要であることから、県は、県民、企業、行政で構成するかながわ地球環境保全推進会議事務局として、環境配慮活動の実践に向けた取組の環を広げるマイアジェンダ登録制度の普及を図ってきました。2015(平成27)年7月には、マイエコ10(てん)宣言<sup>注)</sup>\*とし、引き続き取組を進めています。

また、学校や地域、事業者等において環境問題を幅広くとらえて「自ら考え、選択して行動する人」の育成を図ってきました。

一方、産業振興においても、成長産業の誘致を進めるとともに、企業間の連携や製品の共同開発、販路開拓などの事業化促進に向けた支援により、環境関連産業の振興を図ってきました。エネルギー多消費型の産業が集積する京浜臨海部では、立地企業による地球温暖化をはじめとする環境問題への対応が図られてきました。

さらに、環境問題の原因や影響を解明し、効果的な対応を検討するため、県内各地の試験研究機関において、様々な課題について調査・研究を実施してきました。

注) 地球環境保全のための行動指針「私たちの環境行動宣言かながわエコ10(てん)トライ\*」の具体的取組である90の行動メニューから、自分が取り組みたい項目を10個選んで宣言する制度

##### 【現状】

マイアジェンダ登録数及びマイエコ10(てん)宣言者数については、マイアジェンダ登録制度を開始した2003(平成15)年から年々増加しています。

県民をはじめとする各主体が、率先、連携・協働して環境配慮活動を行う仕組みも増えつつあります。

県内では、成長産業の研究開発拠点や工場などが新たに進出してきています。

また、ガス等から水素を製造して利用している製油所や主要な水素供給関連設備メーカー等、水素の利活用技術を牽引していく企業が多数集積してきており、「水素社会\*」の実現に向けた取組を進めることができるポテンシャルを有するようになってきました。

京浜臨海部では、立地企業や関係行政機関等で構成する、京浜臨海部コンビナート高度化検討会議において、環境への負荷の低減、生産活動の効率化及び資源・エネルギーの有効活用等につながる企業間連携の取組及び実現方策の検討が進められています。

さらに、県内各地の試験研究機関では、地域や業種における個別の課題解決のための調査・研究を進め、成果を公表することや施策に活用することにより、環境問題の解決への取組を進めています。

##### 【課題】

地球温暖化対策、資源循環の推進、自然環境の保全・再生など、今日の環境問題を解決するためには、環境学習や教育に対する取組が進み、行政のみならず、県民、NPO、事業者等すべての行動主体が積極的に環境保全活動に取り組む必要があり、協働・連携した取組を進めることが引き続き必要です。

また、環境学習や環境教育に引き続き取り組んでいくことが必要であり、特に次世代を担う若年層に対しての環境教育は重要です。

一方、企業の持つ先端技術を環境施策に活用していくためには、引き続き企業や市町村等との連携を促進する必要があります。

また、各分野の試験研究機関では引き続き地域や業界の要請を踏まえて、環境問題解決に資する調査・研究を進めていく必要があります。

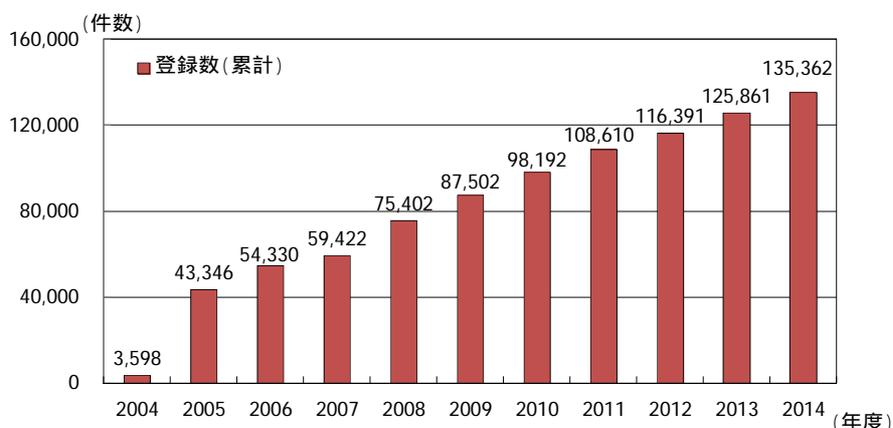


図 マイアジェンダ登録数(累計)の推移<sup>注)</sup>

注)「マイアジェンダ登録」は、2015年7月に「マイエコ10(てん)宣言」としたが、2014年度までの実績は、「マイアジェンダ登録数」として表記している。

## (2) 10年後のめざす姿等

環境問題の解決のため、学校や地域において多くの人が環境学習・教育等に取り組んでいます。県民自らが環境のことを考え、行動し、多くの主体が協働・連携しながら積極的に環境保全活動に参加しています。

企業間連携等が活発に行われるとともに、県の試験研究機関における調査・研究が進むことによって、環境問題の解決に向けた技術の活用が進んでいます。

将来的には、すべての県民が、学校や地域において環境に関する十分な知識を得る機会を持ち、その結果、自ら環境のことを考え、行動し、協働・連携しながら積極的に環境保全活動に参加していることをめざします。また、様々な技術が活用され、県民による取組と併せて、環境に関する課題の解決が進むことをめざします。

## (3) 施策の方向

多くの主体が積極的に環境保全活動に取り組めるように、学校や地域における環境学習・教育を引き続き充実させます。

地球温暖化や自然環境分野等の課題解決に、県民やNPOと協働・連携して取り組むとともに、環境負荷の少ない県民生活と事業活動をさらに促進します。

県内にある企業や県の試験研究機関等が持つ技術力を生かし、環境問題の解決に向けて取り組みます。

### 重点的に取り組むべき事項

環境への関心を高める学習・教育の推進

県民一人ひとりによる主体的な行動の促進



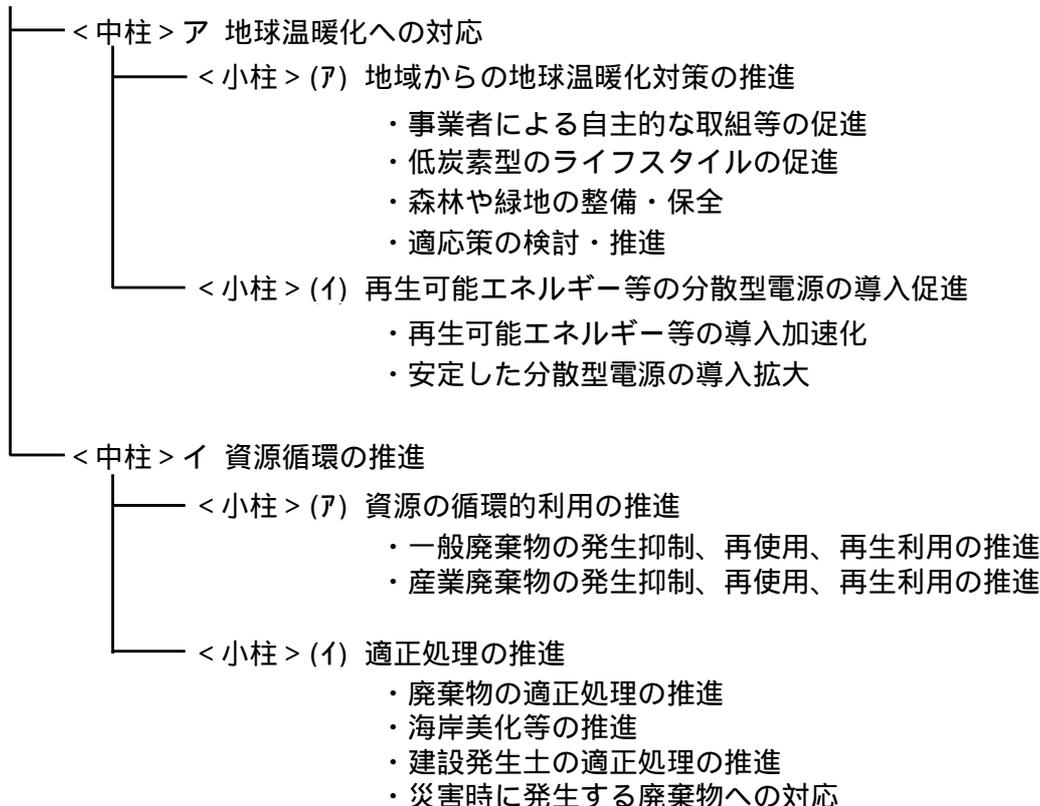
## 第2章 計画の実現に向けて5年間で取り組む施策

### 1 施策体系

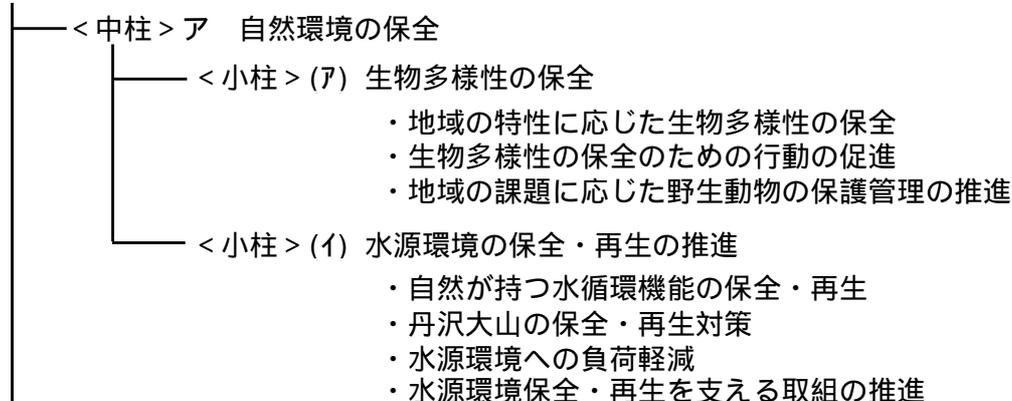
第1章の2「施策の基本的な方向」で示した施策の分野別の基本的な方向に沿って、施策を体系化したものです。（「・」は施策の名称です。）

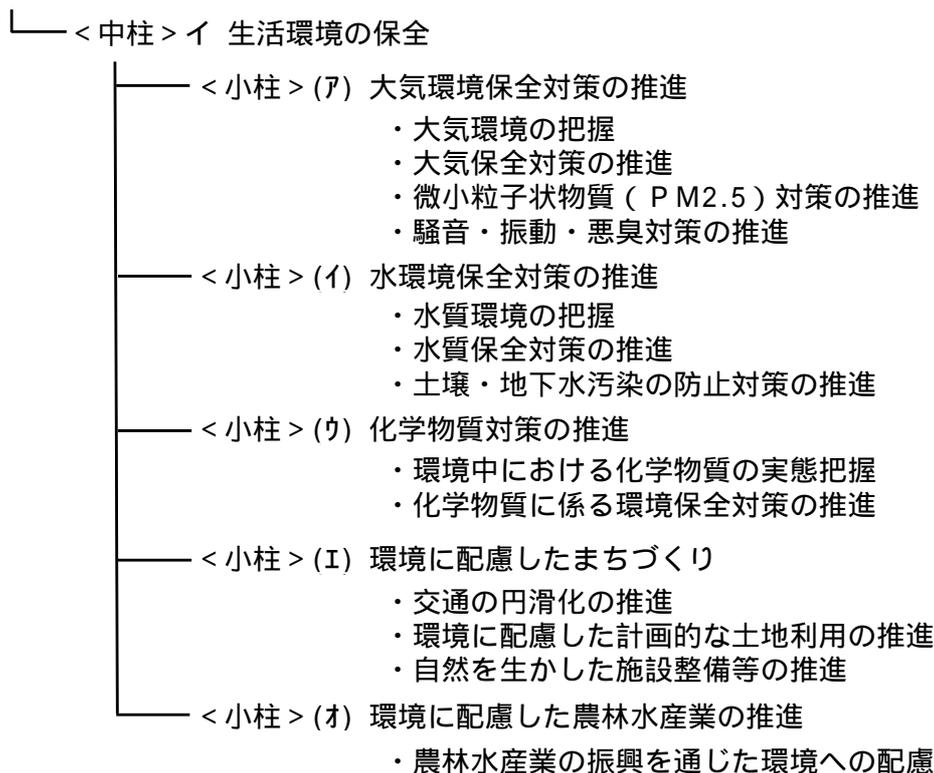
なお、「」は、第1章の2(3)の「重点的に取り組むべき事項」を受けた「重点施策」であり、重点施策には数値目標を設定します。

#### 施策の分野1 持続可能な社会の形成<大柱>

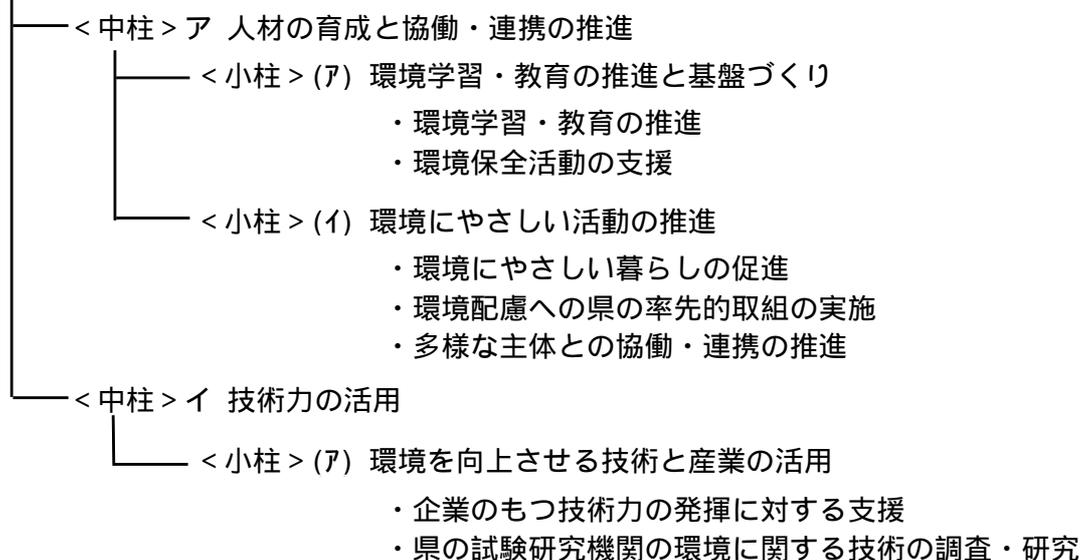


#### 施策の分野2 豊かな地域環境の保全<大柱>





施策の分野3 神奈川のチカラとの協働・連携<大柱>



## 2 実施期間

施策の実施期間は2016(平成28)年度から2021(平成33)年度の5年間とし、目標の達成状況や環境指標(県の環境の状況を経年的に把握できるデータ)を踏まえ、5年ごとに施策を見直します。併せて神奈川県環境基本計画の進捗状況を評価し、必要な見直しを行います。

ただし、社会状況の変化など、計画推進の前提となる諸条件に大きく影響する事情が生じた場合には、必要な見直しを行います。(環境指標については、67～71ページに記載)

### 3 具体的な施策展開

#### (1) 持続可能な社会の形成

ア 地球温暖化への対応

事業者による自主的な取組等や県民の低炭素型のライフスタイルを促進するとともに、森林や緑地の整備・保全や適応策の検討・推進に取り組み、地域からの地球温暖化対策を推進します。

また、再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進を図ることで、地球温暖化へ対応します。

#### (ア) 地域からの地球温暖化対策の推進

##### 【現在の状況】

事業者による自主的な取組を促すため、2010(平成22)年度から、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模以上の事業活動を行う事業者や大規模な建築物の新築及び増改築を行う建築主に対し、温室効果ガスの自主的な削減対策等を記載した計画書の提出を求め、助言・指導を行う温暖化対策計画書制度の運用等に取り組んできました。一方、県民に対しては、自らが環境に配慮した暮らし方を宣言して実践するマイエコ10(てん)宣言の普及を進めています。

また、県では、地域制緑地の指定拡大等、森林や緑地の整備・保全を進めることにより、二酸化炭素の吸収にも寄与してきました。

しかし、県内の温室効果ガス排出量の約97%を占める二酸化炭素の排出量は、2012(平成24)年度(速報値)は7,419万 t-CO<sub>2</sub>であり、基準年である1990(平成2)年度と比較して8.7%増加しています。部門別に見ると、最も大きな排出部門は産業部門ですが、1990(平成2)年度と比較すると32.5%の減少となっています。一方、業務部門で118.5%、家庭部門で62.7%と伸び率が高くなっています。

さらに、温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、地球温暖化の既に現れている影響や中長期的に避けることのできない影響への対応について、検討する必要性が指摘されています。

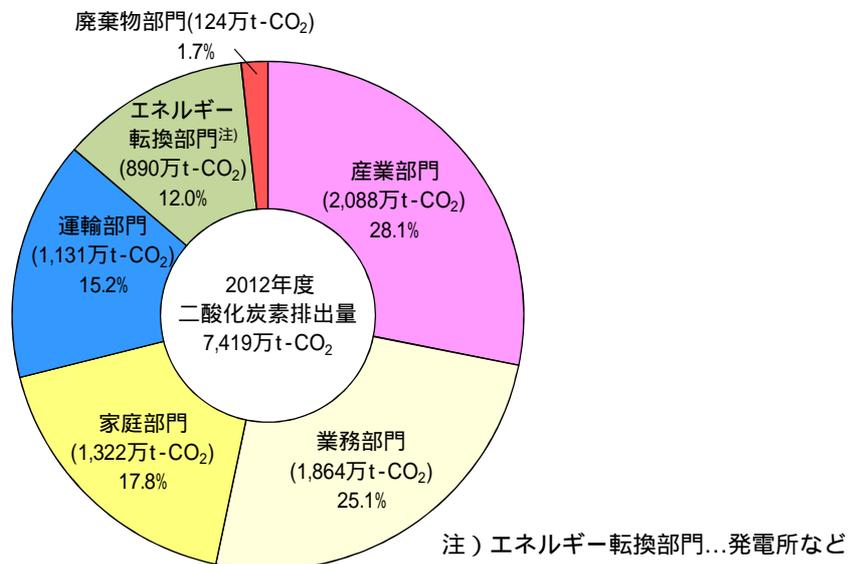


図 県内の部門別二酸化炭素排出量(2012(平成24)年度速報値)

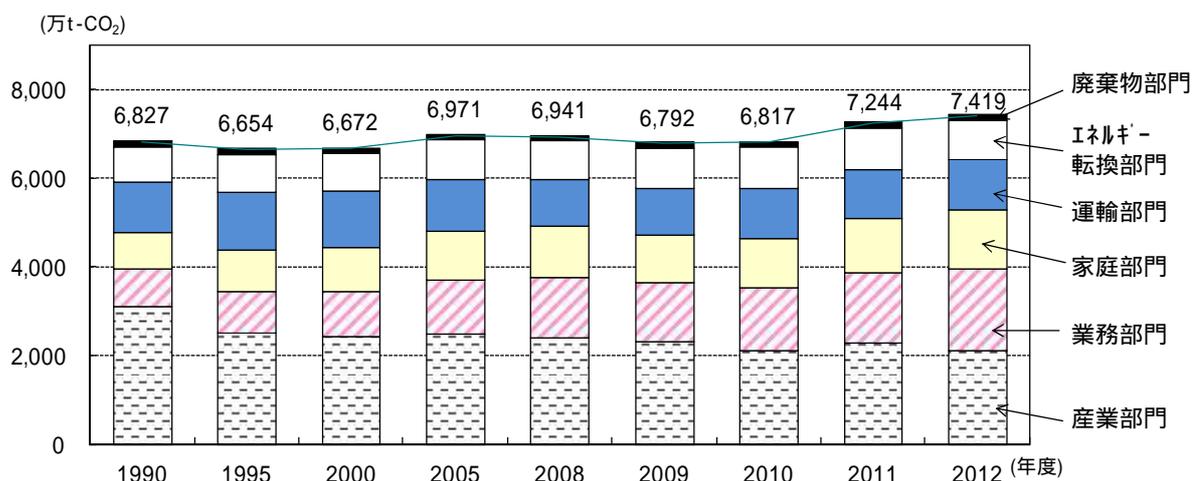


図 県内の二酸化炭素排出量の推移

【今後の課題と取組】

県内の二酸化炭素排出量において、最大の排出部門である産業部門と排出量の増加が著しい業務部門の二酸化炭素の排出量を継続して削減していく必要があります。

そこで、一定規模以上の事業者等に対しては、温暖化対策計画書制度を着実に運用していきます。また、中小規模事業者に対しては、省エネ相談や省エネ診断などによる支援を実施します。

また、フロン類については、近年排出量が急増していることや、業務用冷凍空調機器使用時の漏洩や、廃棄時の回収率が低いことから対策を講じる必要があります。

そこで、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を適正に運用することで、フロン類の適正管理を推進します。

家庭部門の二酸化炭素排出量は増加しており、今後も世帯数の増加が見込まれる中で、家庭部門の温暖化対策を進める必要があります。

そこで、1世帯当たりのエネルギー使用量を減らしていくため、県民の低炭素型のライフスタイルを促進します。

地球温暖化対策を推進するためには、事業活動や家庭のみならず、様々な場面で温室効果ガスを削減していく必要があります。

そこで、二酸化炭素の吸収に寄与する森林や緑地の整備と保全を引き続き実施します。

さらに、地球温暖化の影響に対応するために、地球温暖化の防止を図る緩和策だけではなく、避けられない影響に対処していくため適応策を検討・推進します。

施策名	施策の概要
事業者による自主的な取組等の促進	<p>一定規模以上の事業活動・建築物・開発事業における温暖化対策計画書制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上の事業活動、建築や開発事業を行う者に対し、地球温暖化対策の措置等を記載した計画書の提出を義務づける制度の効果的な運用を行います。</li> <li>中小規模事業者への省エネルギー対策の支援</li> <li>中小規模事業者に対し、省エネ相談や省エネ診断などによる支援を実施します。</li> <li>フロン類の適正管理の推進</li> <li>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、機器の適正管理の推進及びフロン類充填回収業者等の指導・監督を実施します。</li> </ul>
低炭素型のライフスタイルの促進	<p>マイエコ10(てん)宣言の普及(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地球環境保全のための90の行動メニューから、10個を選んで宣言する取組の普及を通じて、低炭素型のライフスタイルを促進します。</li> </ul>
森林や緑地の整備・保全	<p>広域的水源林の確保・整備(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援を行い、水源かん養機能等公益的機能の高い森林づくりを推進します。</li> <li>県産木材の普及促進(再掲)</li> <li>生産・加工・消費対策に総合的に取り組み、「県産木材」を使うことを通じて、豊かな森林づくりを推進します。</li> <li>都市公園等の整備(再掲)</li> <li>県民の憩いの場であり、都市のみどりの基幹をなす県立都市公園などの整備を推進するとともに、市町村の都市公園整備を支援します。また、三浦半島国営公園(仮称)の誘致に取り組みます。</li> </ul>
適応策の検討・推進	<p>適応策の施策化に向けた調査・検討及び適応策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の適応計画や県内における気候変動の影響を踏まえた上で適応策の検討・推進を実施します。</li> </ul>

：重点施策

< 関連する環境関係の主な計画 >  
 神奈川県地球温暖化対策計画

【重点施策の目標】

項目	2013年度 (実績)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
大規模排出事業者のうち 二酸化炭素排出量の削減目 標を達成した事業者の割合	61.1%	66%	68%	70%	72%	74%

重点施策の選定及び目標設定の理由

二酸化炭素の排出抑制を効果的に進めて、地球温暖化対策を推進するには、県内で排出される二酸化炭素の約8割を占める事業活動への対策が重要であるため、事業者の自主的な取組等の促進を重点施策とします。

特に一定規模以上の大規模排出事業者は、事業活動から排出される二酸化炭素の大部分を排出していることから、大規模排出事業者の二酸化炭素排出量削減の積極的な取組を促す制度である神奈川県(横浜市、川崎市を除く)の「事業活動温暖化対策計画書」の計画期間が終了した大規模排出事業者のうち、二酸化炭素排出量削減目標を達成した事業者の割合を引き上げることが目標として設定します。

(1) 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進

【現在の状況】

県では、これまで、市町村と連携した住宅用太陽光発電の導入補助(2012(平成24)年度で終了)や、かながわソーラーセンターの運営、「屋根貸し」太陽光発電設備の設置促進など、積極的に再生可能エネルギー等の導入拡大に取り組んできました。

こうした取組を進めてきた結果、県内の再生可能エネルギー等による発電出力は、2010(平成22)年度の72.5万 kW から、2013(平成25)年度には123.4万 kW に拡大していると推計されます。

また、2014(平成26)年4月には、かながわスマートエネルギー計画を策定し、再生可能エネルギー等と併せて、ガスコージェネレーション\*など安定した分散型電源の導入促進に取り組んでいます。

【今後の課題と取組】

温室効果ガス排出量の約95%を占める石油・石炭等の化石燃料の利用を抑える必要があります。

そこで、火力発電に代わり、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電や小水力発電など再生可能エネルギー等の導入を促進します。

また、ガスコージェネレーションや燃料電池等は、安定した分散型電源であり、太陽光発電など再生可能エネルギー等と併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く地球温暖化対策にもつながることから、導入促進に取り組みます。

施策名	施策の概要
再生可能エネルギー等の導入加速化	<p>太陽光発電の導入加速化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷の少ないエネルギー供給源として、導入ポテンシャルが最も大きい太陽光発電の導入加速化に取り組みます。</li> </ul> <p>小水力発電や小形風力発電などの導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な再生可能エネルギーの導入により発電出力の安定化を図るため、小水力発電、小形風力発電等の導入促進や普及啓発などに取り組みます。</li> </ul>
安定した分散型電源の導入拡大	<p>ガスコージェネレーションなどの導入拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電出力が安定しているガスコージェネレーションなどの効率的な利用を図り、導入を拡大するため、生産した電力や熱を建物間で融通する設備の整備促進、普及啓発などに取り組みます。</li> </ul> <p>水素エネルギーの導入拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水素エネルギーを日常の生活や産業活動で利活用する「水素社会」の実現に向けて、燃料電池自動車(F C V)や水素ステーションなどの導入促進、普及啓発などに取り組みます。</li> </ul> <p>蓄電池の導入拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの導入に伴う系統負荷の軽減に不可欠な定置型蓄電池や蓄電池を搭載した電気自動車(E V)の導入促進、普及啓発などに取り組みます。</li> </ul>

：重点施策

< 関連する環境関係の主な計画 >  
 かながわスマートエネルギー計画

【重点施策の目標】

項目	2013年度 (実績)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合	約 11.5%	15.5%	17.4%	19.6%	22.1%	25%

重点施策の選定及び目標設定の理由

地球温暖化対策を進める上で、エネルギー供給に伴って発生する二酸化炭素を可能な限り抑制することが重要です。そのためには、省エネルギーの促進と併せて、分散型電源である、太陽光発電やエネルギー効率が高いガスコージェネレーション、燃料電池などの導入促進が有効であることから、再生可能エネルギー等の導入加速化及び安定した分散型電源の導入拡大を重点施策とします。

また、分散型電源により発電される電力の割合を向上させることが重要であることから、これらの施策に取り組んでいくことで、県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合を増加させることを目標として設定します。

## イ 資源循環の推進

限りある資源を循環的に利用するために、3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))の取組を一層推進するとともに、廃棄物等の適正処理の取組を推進します。

### (ア) 資源の循環的利用の推進

#### 【現在の状況】

県では、県民、事業者、市町村とともに、循環型社会の実現に向けた取組を進めていくために、2002(平成14)年3月に神奈川県廃棄物処理計画を策定し、その後の状況の変化を踏まえ、資源循環を推進するため、2012(平成24)年3月に、神奈川県循環型社会づくり計画に改定しました。現在、循環型社会の実現に向けて、廃棄物の発生そのものをできる限り減らし、不要となったものでも使えるものはできるだけ繰り返し使い、繰り返し使えないものは資源として活用する3Rの推進に取り組んでいます。

一般廃棄物については、市町村相互の連携・協力によるごみ処理広域化の推進を図り、リサイクルや適正処理の取組を進めてきました。また、産業廃棄物については、排出事業者に対して、発生抑制やリサイクルの取組促進及び適正処理の指導を行ってきました。

こうした取組の結果、一般廃棄物の排出量は、2004(平成16)年度の361万tから2013(平成25)年度は301万tに減少し、再生利用率は、2004(平成16)年度の18%から2013(平成25)年度には25%に上昇しました。最終処分量も、2004(平成16)年度の40万tから2013(平成25)年度の26万tに減少しました。

一方、産業廃棄物の排出量は、2003(平成15)年度の1,785万tから2013(平成25)年度の1,819万tと横ばいとなっていました。再生利用率は、2003(平成15)年度の36%から2013(平成25)年度には44%に上昇しました。最終処分量は、2003(平成15)年度の156万tから2013(平成25)年度の142万tに減少しました。



図 かながわりサイクル認定製品\*  
の認定マーク



図 かながわりリユースショップ認定\*店舗  
の認定マーク

#### 【今後の課題と取組】

一般廃棄物については、県民の3Rの取組が一定程度定着し、減量化、再資源化が進んでいましたが、近年では再生利用率は横ばいとなっています。

そこで、発生抑制に向けた象徴的な取組であるレジ袋の削減、食品ロスの削減に向けた普及啓発、かながわりリユースショップの認証の普及と利用の拡大など、引き続き、事業者、関係団体、市町村と協働・連携のもと、3Rの推進に取り組めます。

また、市町村のごみ処理広域化を推進し、3Rの推進や適正処理による環境負荷の低減に取り組めます。

産業廃棄物については、再生利用率は上昇しているものの、排出量は横ばいとなっていることから、発生抑制や循環的利用を促進するにあたり、排出量の多くを占める業種への効果的な対策が必要です。

そこで排出量の大部分を占める多量排出事業者における3Rの促進や、リサイクル産業の振興を図るためリサイクル製品認定制度への参画促進と利用の拡大などに取り組みます。

施策名	施策の概要
一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	<p>レジ袋削減に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境にやさしい生活スタイル」を実現していくため、事業者、関係団体、市町村及び県の連携・協働のもと、レジ袋の削減に向けて取り組みます。</li> </ul> <p>食品ロスの削減に向けた普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流通・消費段階での食品ロスの削減には、国民意識の醸成が必要であるため、九都県市*首脳会議と連携し、ホームページ等を利用した普及啓発の取組を推進します。</li> </ul> <p>リユースショップ認証の普及と利用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が中古品の売却や購入にあたって安心してリユースショップを利用できるよう、認証店舗の普及と利用の拡大に取り組みます。</li> </ul> <p>各種リサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要となったものであっても資源として循環させるために、地域においてリサイクルが着実に推進されるよう、普及啓発や関係者間の調整に努め、また、課題となる点については、市町村の要望等を踏まえながら、国等へ制度の整備や見直しを働きかけます。</li> </ul>
産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	<p>多量排出事業者における3Rの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rの取組状況を集計・分析し、その結果のフィードバックや取組事例の提供などにより、事業者の自主的な3Rの取組を促進します。</li> </ul> <p>リサイクル製品認定制度への参画促進と利用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物から再生されたリサイクル製品のうち一定の基準を満たす製品について、県が認定する制度への事業者の参画促進と、認定品の販路拡大などに取り組みます。</li> </ul> <p>畜産バイオマス*リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物等のバイオマスについて堆肥化等の有効利用を促進します。</li> </ul>

：重点施策

< 関連する環境関係の主な計画 >

神奈川県循環型社会づくり計画

### 【重点施策の目標】

項目	2013年度 (実績)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
製造業における 産業廃棄物の再生利用率	45.1%	46%	47%	48%	49%	50%

#### 重点施策の選定及び目標設定の理由

資源の循環的利用を促進するためには、一般廃棄物に比べて排出量が多い産業廃棄物への対策が重要であることから、産業廃棄物の3Rの推進を重点施策とします。

また、産業廃棄物を資源として循環的に利用することを促進するためには、県内の産業廃棄物排出量の多くを占める業種への効果的な対策が必要です。業種別では、建設業、電気・ガス・水道及び製造業の3業種が産業廃棄物排出量の約9割を占めており、処理状況は、建設業では再生利用率が約80%と高く、電気・ガス・水道業では脱水等による減量化率が約90%となっていますが、全体の排出量の1/4を占める製造業は、再生利用率が約45%に留まっています。

そこで、製造業における産業廃棄物の再生利用率を増加させることを目標として設定します。

## (イ) 適正処理の推進

### 【現在の状況】

廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の適正保管や処理の指導を行うとともに、2006(平成18)年6月に安全性のモデルとなる県立県営の産業廃棄物最終処分場である、かながわ環境整備センターを開設し、適正な運営を進めてきました。また、2007(平成19)年4月に神奈川県産業廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例を施行し、不法投棄を許さない地域づくりをめざして、県民、事業者、市町村や県警等と連携・協力して、不法投棄の未然防止対策を進めています。

2009(平成21)年9月には、郵便会社、タクシー会社等の民間事業者と神奈川県不法投棄の情報提供に関する協定を締結し、連携・協力した監視活動や普及啓発を実施してきました。

近年、大規模な不法投棄事案は減少しているものの、小規模な不法投棄は後を絶たず、不法投棄量は、横ばい傾向で推移しており、2013(平成25)年度は417tでした。

また、排出事業者が建設系廃棄物を大量に保管している不適正保管が発生しています。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下本章において「PCB廃棄物」という。)については、2006年(平成18)年3月に神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定(2015(平成27)年3月変更)し、県内におけるPCB廃棄物の処理が本格化しています。

建設発生土については、神奈川県土砂の適正処理に関する条例に基づき、事業者への指導を徹底するとともに、土砂埋立現場等への建設発生土監視パトロールを実施するほか、公共建設発生土の受入地の整備を行い、適正処理を推進しています。

さらに、県では大規模な地震の切迫性が指摘されていることから、災害が発生した場合、大量の廃棄物の発生が想定されています。



図 かながわ環境整備センター（産業廃棄物最終処分場）



図 不法投棄等の残存量<sup>注)</sup>の推移

注) 1件あたり10t以上の不法投棄及び不適正保管の残存量の合計

### 【今後の課題と取組】

近年、本県では大規模な産業廃棄物の不法投棄は発生していませんが、いわゆる引越しごみのような一般廃棄物の不法投棄は、後を絶たない状況です。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連工事や社会資本の維持管理・更新時代の到来等により、建設副産物の増加が想定されることから、建設系廃棄物の不適正保管への対応や建設副産物の適正処理の徹底が必要です。

そこで、不法投棄については、県民、事業者、市町村や警察などと連携して、地域の実情に合った対策を行うことにより、不法投棄を許さない地域環境づくりを推進します。

不適正保管については、建設業界への啓発や監視パトロールによる速やかな指導を行っていきます。また、都道府県の区域を越えた不適正処理を防止するため、九都県市首脳会議や山梨・静岡・神奈川三県サミット(以下本章において「山静神サミット」という。)の仕組みを通じて広域的な連携による取組も推進します。

産業廃棄物最終処分場が全国的にひっ迫<sup>注)</sup>する中で、県内の産業廃棄物の適正処理を行うための安全性のモデルとなる県立・県営のかながわ環境整備センターの適切な施設運営に努め、廃棄物の適正処理を図ります。

県民の健康や生活環境を保全するため、これまで長期間保管され続けてきた有害なPCB廃棄物の適正処理が必要です。

そこで、PCB廃棄物については、処理期限内に処理が確実に完了するよう計画的に進めます。

湘南海岸や丹沢大山など美しい県土を守るため、環境美化を推進することが必要です。

そこで、海岸等の清掃や、環境美化キャンペーンなど県民や関係団体の方と連携・協力した取組を実施します。

さらに、大規模地震に備え、災害時に発生する廃棄物の迅速かつ適正な処理に向け、市町村や民間事業者等と連携した広域的な処理体制の整備を進めます。

注) 産業廃棄物は排出事業者が全国の中で選定した最終処分場で処理されている。最終処分場の残余年数(残余容量/最終処分量)は、平成25年4月現在で、全国の13.9年に対し、首都圏では6.3年となっている。

施策名	施策の概要
<p>廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>産業廃棄物の適正処理の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物の適正な保管や処理の指導を行うとともに、優良な廃棄物処理業者を関係団体と協力して育成します。</li> </ul> <p>不法投棄対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄を許さない地域環境づくりをめざして、県民、事業者、市町村等と連携・協力した取組や監視活動を実施します。</li> </ul> <p>不適正保管の防止・是正の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適正保管の未然防止と大規模化を防止するため、市町村等と連携した監視活動と不適正保管事業者に対する改善指導を実施します。</li> </ul> <p>P C B 廃棄物の計画的処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期間保管が続いている P C B 廃棄物について、計画的な処理を進め、確実に処理が完了するよう、保管者への指導を実施します。</li> </ul> <p>かながわ環境整備センターの安全・安心な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全性のモデルである県立・県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の安全・安心な運営を徹底します。</li> </ul>
<p>海岸美化等の推進</p>	<p>海岸美化や海岸漂着物対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川の美しい海の環境を守るため、県、沿岸13市町及び「公益財団法人かながわ海岸美化財団」が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動に取り組みます。また、海底ごみや漂流ごみの回収・処理に取り組みます。</li> </ul> <p>環境美化キャンペーン等普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民、事業者、市町村等と連携・協力し、河川や丹沢大山等における環境美化キャンペーンや広報活動に取り組みます。</li> </ul>
<p>建設発生土の適正処理の推進</p>	<p>公共建設発生土の受入地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共建設工事による都市基盤整備に伴い発生する公共建設発生土の適正な処理を推進するために受入地を整備します。</li> </ul> <p>建設発生土の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」により、土砂の不法投棄の未然防止及び適正処理を推進します。</li> </ul>
<p>災害時に発生する廃棄物への対応</p>	<p>市町村や民間事業者等と連携した広域的な処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害が発生した場合に生じる災害廃棄物の迅速な適正処理に向け、市町村や民間事業者等が連携する広域的な処理体制の整備を推進します。</li> </ul>

：重点施策

< 関連する環境関係の主な計画 >

神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

【重点施策の目標】

項目	2013年度 (実績)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
不法投棄等残存量 <sup>注)</sup>	12.8万t	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少

重点施策の選定及び目標設定の理由

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連工事等が見込まれるなか、引き続き、廃棄物の適正処理を推進していくことが重要であることから、廃棄物の適正処理の推進を重点施策とします。

また、建設副産物の増加の可能性が見込まれることに加え、いわゆる引越しごみのような一般廃棄物の不法投棄が後を絶たないことから、これらへの対応が必要となってきます。

そこで、不法投棄・不適正保管の未然防止、早期発見と速やかな指導による不法投棄や不適正保管大規模化の防止、既存事案の改善指導等に取り組み、不法投棄等の残存量について、2013（平成25）年度の実績値から毎年度減少させることを目標として設定します。

注) 1件あたり10t以上の不法投棄及び不適正保管の残存量の合計のこと。

## (2) 豊かな地域環境の保全

### ア 自然環境の保全

丹沢大山や里地里山など地域の特性に応じた生物多様性の保全を進めるとともに、生物多様性の保全のための行動の促進に取り組みます。

また、森林整備や水源環境の負荷を低減することで、水源環境の保全・再生を推進します。

## (ア) 生物多様性の保全

### 【現在の状況】

丹沢大山では、2007(平成19)年4月から、丹沢大山自然再生計画に基づき、土壌流出防止対策やニホンジカの管理などの総合的な対策による自然再生に取り組んでいます。

里地里山では、近年、産業構造や生活様式の変化、農家の高齢化等により適切な管理がされにくくなってきています。このことから、地域の農林業の営みを尊重しつつ、生物多様性の保全を含む里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵みを県民が将来にわたって享受できるよう、土地所有者、県民、市町村、県等が相互に連携して里地里山の保全等に取り組んできました。その結果、里地里山認定協定活動団体の数や活動面積が拡大し、2014(平成26)年度の里地里山認定協定活動の面積は403,338㎡で、団体数は18団体となっています。

都市部を含めた県全域で、地域制緑地の指定やトラスト制度などにより、生きものの生息・生育環境となる一定程度の緑地の確保がされており、特に、三浦半島では、小網代の森をはじめとする大規模な緑地が保全されています。

このほか、河川における多自然川づくりや生態系に配慮した海岸の保全などに取り組んでいます。

### 【今後の課題と取組】

生態系は、その土地の土壌、水、地形や気候などと相まって形成されていることを踏まえ、地域特性に応じた生物多様性の保全を、これまでの取組を含めて、市町村と連携して進める必要があります。

そこで、丹沢大山では、自然再生の取組をさらに推進します。

里地里山では、里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定を促進し、多彩な里地里山づくりを広げていくとともに、農家の高齢化等により保全等の活動の継続が難しい現状を踏まえ、継続的な活動に向けた支援や県民・企業等の参加促進などに取り組めます。

都市部を中心に、トラスト制度などによる緑地の保全や、都市公園の適切な管理運営を行うとともに、三浦半島の自然を生かした緑地の利活用などに取り組めます。

相模川と酒匂川の流域では、山、川、海の連続性をとらえ、総合的な土砂管理に取り組み、治水・利水安全度を向上させながら、生態系に配慮した土砂環境の改善をめざします。

また、生物多様性の保全を進めるためには、県民や企業などが、生物多様性について理解を深め、日々の生活や企業経営などの場面で生物多様性に配慮した選択などが行われていくことが必要です。

そこで、生物多様性に関する様々な情報を収集・発信していくほか、多様な主体による取組の促進、自然を実感できる場の提供に取り組めます。

施策名	施策の概要
地域の特性に応じた生物多様性の保全	<p>森林の保全と再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブナ林等の自然林の保全・再生や、公益的機能の発揮を目指した人工林の整備を推進します。</li> </ul> <p>里地里山の保全・再生と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等による保全等の活動を支援するとともに、里地里山にふれあう機会の提供等を行い、里地里山の多面的機能の発揮と次世代への継承を図ります。</li> </ul> <p>都市のみどりの保全と創造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園の適切な管理運営を行うほか、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全や管理を推進します。</li> </ul> <p>河川・沿岸などの水域における自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山、川、海の連続性をとらえた総合的な土砂管理を推進するとともに、生態系に配慮した河川、海岸の整備・保全を実施します。</li> </ul>
生物多様性の保全のための行動の促進	<p>生物多様性に関する情報の収集と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民や企業など、様々な主体において生物多様性の保全のための行動が行われるよう、関係機関と連携し、生物多様性に関する情報を収集し、発信します。</li> </ul> <p>多様な主体による取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の保全の取組を県民、企業、市町村等に広げる仕組みづくりを行うなど、様々な主体がそれぞれ、または、連携・協働して行う生物多様性の保全のための取組を促進します。</li> </ul> <p>自然を実感できる場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の恵みや生きものとの関わりなど、生物多様性の理解と保全行動を促進するため、小網代の森の利活用の推進、自然観察会やビジターセンターの利用推進などに取り組みます。</li> </ul>
地域の課題に応じた野生動物の保護管理の推進	<p>野生鳥獣との棲み分け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の鳥獣被害の状況などに応じ、地域が主体的に行う鳥獣の捕獲、防護柵設置など、鳥獣被害対策を支援し、人と鳥獣との棲み分けをめざします。</li> </ul> <p>ニホンジカ・ニホンザルの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個体数調整、生息環境整備及び被害防除を計画的に実施するとともにモニタリングによる効果検証を行い、地域個体群の維持と被害の防止等に取り組みます。</li> </ul> <p>外来生物の監視と防除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来植物の駆除方法なども含めた外来生物の情報を発信し、地域主体の防除活動を促進するとともに、生態系への影響や被害が大きいアライグマについて、市町村と連携した防除対策を計画的に進めるなど、外来生物対策に取り組みます。</li> </ul>

：重点施策

< 関連する環境関係の主な計画 >

かながわ生物多様性計画

丹沢大山自然再生計画

神奈川県ニホンジカ管理計画

神奈川県ニホンザル管理計画

神奈川県アライグマ防除実施計画

【重点施策の目標】

項目	2014年度 (実績)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
里地里山の保全活動に 取り組んだ人数 <sup>注)</sup>	4,599人	4,800人	4,900人	5,000人	5,100人	5,200人

重点施策の選定及び目標設定の理由

生物多様性の保全を進めるためには、生態系がその土地の土壌、水、地形等と相まって形成されていることを踏まえ、地域ごとにその特性に応じた取組を進めていくことが重要であることから、地域の特性に応じた生物多様性の保全を重点施策とします。

中でも里地里山については、農林業や生活の営みの中で、人の手が入ることにより、多くの生物の生息・生育空間となってきましたが、産業構造や生活様式の変化などにより、耕作されなくなった農地は、地域の状況等により藪や荒地となり、放置された二次林は植生が変化するなどして、生態系に変化が生じてきています。

こうしたことから、多様な生物の生息、生育環境を提供するなど里地里山の多面的機能を発揮し、次世代へ継承していくため、里地里山認定協定活動団体の数や活動面積の拡大を見込んで、里地里山の保全活動に取り組んだ人数を増加させることを目標として設定します。

注) 活動団体の会員数に、活動団体が開催した保全活動等への会員以外の参加人数を加えたもの。

## (1) 水源環境の保全・再生の推進

### 【現在の状況】

2001(平成13)年の宮ヶ瀬ダムの完成により県内の水需要を概ね賅うために必要な水がめが整いました。

ダムに貯えられる水の恵みは、上流域の森林や河川など水源地域の自然環境によって育まれるものですが、森林の荒廃や上流域における生活排水対策の遅れなど様々な課題がありました。

このため、県では、2007(平成19)年度以降の20年間における水源環境保全・再生の将来展望と施策の基本方向について、かながわ水源環境保全・再生施策大綱としてとりまとめ、この施策大綱に基づき、第1期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(計画期間：2007(平成19)～2011(平成23)年度)を策定し、ダム集水域を中心とする県内水源環境保全地域を主たる対象地域として水源かん養や公共用水域\*の水質改善などに取り組んできました。

2011(平成23)年11月には、第1期5か年計画の特別対策事業を基本とし、より高い事業効果が発揮できるものへと見直しを行った、第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(計画期間：2012(平成24)～2016(平成28)年度 以下本章において「第2期計画」という。)を策定し、新たに中高標高域での追加的なシカ捕獲及び生息環境調査や、山梨県と連携した森林整備や生活排水対策などを開始し、水源のかん養や浄化などの機能を果たす森林の整備や水質向上のための生活排水対策などの特別な対策に取り組んできました。

この結果、2014(平成26)年度末で水源の森林エリア内では78%の私有林が適切に管理され、下層植生の回復や土壌の保全が進むなど、深刻に進んでいた私有林の荒廃が解消されてきたほか、河川や地下水の保全・再生、生活排水対策に取り組んだことにより、水源水質を維持している状態にあります。

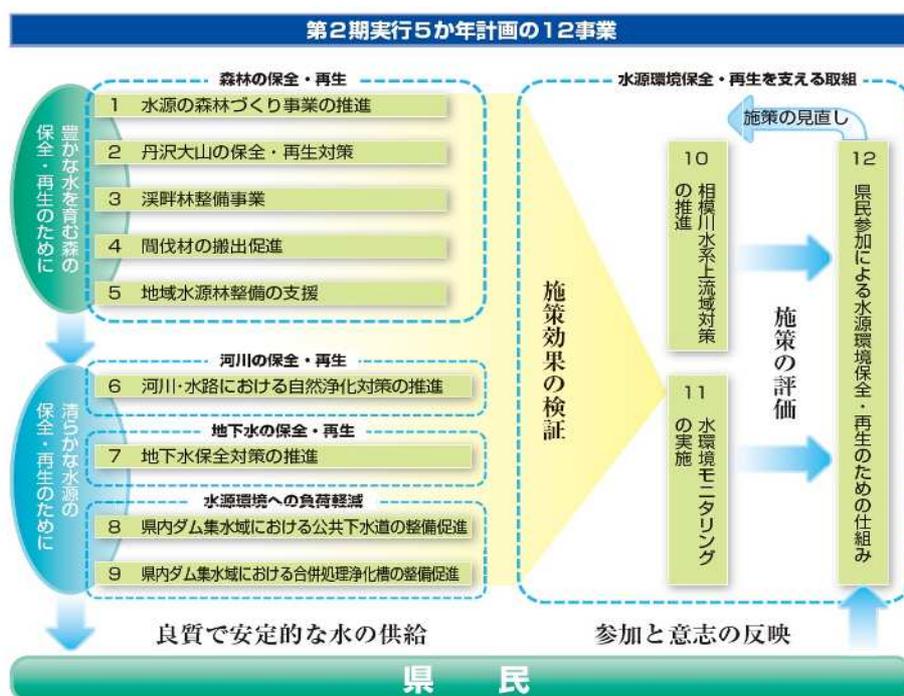


図 第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

【今後の課題と取組】

森林関係事業については、全体として概ね第2期計画のとおりに進捗していますが、森林の保全・再生のためには、今後も私有林の適切な管理を進めていく必要があります。

そこで、広域的な水源林の整備等について取り組むとともに、シカ管理と森林整備の一体的実施に取り組みます。

また、水関係事業については、全体として一定の進捗が図られていますが、水源の保全・再生のためには、今後も引き続き取組を進めていく必要があります。

そこで、市町村と連携して、河川・水路の整備や地下水保全対策の取組を推進するとともに、生活排水対策として公共下水道\*や合併処理浄化槽の整備促進に取り組みます。

今後も、本県の水源環境を可能な限り向上させるとともに、水源保全地域の全体を見据えて、様々な対策を相互に連携させ、良好な水源環境づくりを推進します。

施策名	施策の概要
自然が持つ水循環機能の保全・再生	<p>広域的水源林の確保・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム上流域を中心とした水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援を行い、水源かん養等公益的機能の高い森林づくりを推進します。</li> </ul> <p>地域水源林の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村による、地域水源林エリア内の水源の保全上重要な私有林と、県内水源保全地域の市町村有林の整備を支援し、水源かん養等公益的機能の高い森林づくりを推進します。</li> </ul> <p>県産木材の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産・加工・消費対策に総合的に取り組み、「県産木材」を使うことを通じて、豊かな森林づくりを推進します。</li> </ul> <p>生態系に配慮した河川・水路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水源として利用している河川の自然浄化や水循環の機能等を高めるため、河川・水路の環境整備を推進します。</li> </ul> <p>地下水かん養対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水を主要な水源としている地域において、良質で安定的な地域水源の確保を図るため、それぞれの地域特性に応じて市町村が主体的に行う地下水かん養の取組を推進します。</li> </ul>
丹沢大山の保全・再生対策	<p>ブナ林等の調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ブナ林衰退状況、ブナハバチ発生動向などをモニタリングしつつ、ブナ林再生技術の開発に取り組み、ブナ林再生をめざします。</li> </ul> <p>林床植生衰退・消失地における土壌保全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林床植生が衰退・消失しているブナ林について、植生保護柵と各種土壌保全工を組み合わせ、面的な土壌保全と植生保護の事業に取り組みます。</li> </ul> <p>シカ管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中高標高域において、衰退した植生を回復させるためのシカの管理捕獲や、森林整備と連携したシカ管理に取り組みます。</li> </ul>

施策名	施策の概要
水源環境への負荷軽減	生活排水処理施設の整備促進 ・未処理の生活排水の河川等への流入を抑制するため、生活排水処理施設の整備を促進します。
水源環境保全・再生を支える取組の推進	県外上流域対策の推進 ・相模川水系の県外上流域における森林整備や生活排水対策を、神奈川県と山梨県が共同して実施します。 水環境モニタリングの実施 ・水源環境保全・再生施策の事業効果と影響を把握するため、水環境全般にわたる調査を実施します。 水源環境の理解促進 ・上下流域住民の交流事業等を実施し、水源環境への理解を促進します。

：重点施策

< 関連する環境関係の主な計画 >

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画

【重点施策の目標】

項目	2014年度 (実績)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合	78%	84%	87%	90%	92%	95%

重点施策の選定及び目標設定の理由

良質な水を安定的に確保するためには、森林や河川など水源地域の自然環境を良好な状態に保つことが重要であることから、自然が持つ水循環機能の保全・再生を重点施策とします。

また、私有林の公的管理等を進めてきたことにより、深刻な私有林の荒廃は、解消されてきていますが、水源地域の自然環境を良好な状態に保つためには、引き続き私有林を適切に管理していくことが必要なことから、水源の森林エリア内の私有林のうち、適切に管理されている森林面積の割合を高めていくことを目標として設定します。

## イ 生活環境の保全

大気や水環境を保全するとともに、まちづくりや農林水産業において環境配慮を行うことで、生活環境を保全します。

### (ア) 大気環境保全対策の推進

#### 【現在の状況】

県では、大気汚染防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下本章において「生活環境保全条例」という。）などに基づき、工場などから排出される窒素酸化物やばいじん等の大気汚染物質に対して濃度規制や総量規制を実施しています。

また、自動車から排出されるガスによる大気汚染へ対処するため、2013(平成25)年4月に改定した神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画に基づき、生活環境保全条例に基づくディーゼル車運行規制、低公害車の普及、エコドライブ\*の推進等の施策を推進してきました。

こうした取組を進めてきた結果、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期間にわたり環境基準を達成しています。また、浮遊粒子状物質や二酸化窒素については、近年改善傾向を示しており、浮遊粒子状物質の環境基準達成率は、2004(平成16)年度は97.8%、2014(平成26)年度は98.9%、二酸化窒素の環境基準達成率は、2004(平成16)年度は94.6%、2014(平成26)年度は98.9%となり、いずれも長期的には改善してきています。

一方で、光化学オキシダントについては、依然として改善されない状況が続いており、さらに、新たな環境問題として微小粒子状物質(以下本章において「PM2.5」という。)が顕在化してきました。PM2.5は、非常に小さく肺の奥深くまで入りやすいため、人の健康への影響が心配されています。県では、これまでに、光化学オキシダントやPM2.5の原因物質のひとつであり、揮発性有機化合物\*(以下本章において「VOC」という。)の一種であるガソリンベーパー(ガソリン蒸気)の排出抑制に向け、ORVR車\*の導入に向けた取組を行っています。

騒音については、工場・事業場や建設作業、店舗営業などの事業活動から発生するもの、自動車、航空機、鉄道などの交通手段から発生するものがあり、生活環境保全条例等に基づき、事業者へ騒音防止の指導を行ってきました。

しかし、近年では海の家クラブ化に伴う騒音や保育所における子供の声、自然冷媒ヒートポンプ給湯機や風力発電からの低周波音など音に関する問題は多様化してきています。

また、県では、騒音についての現況を把握するため、交通騒音や航空機騒音の測定調査を行っており、道路交通騒音は改善傾向が見られますが、新幹線騒音や厚木基地の航空機騒音については、依然として環境基準の達成は厳しいものとなっています。

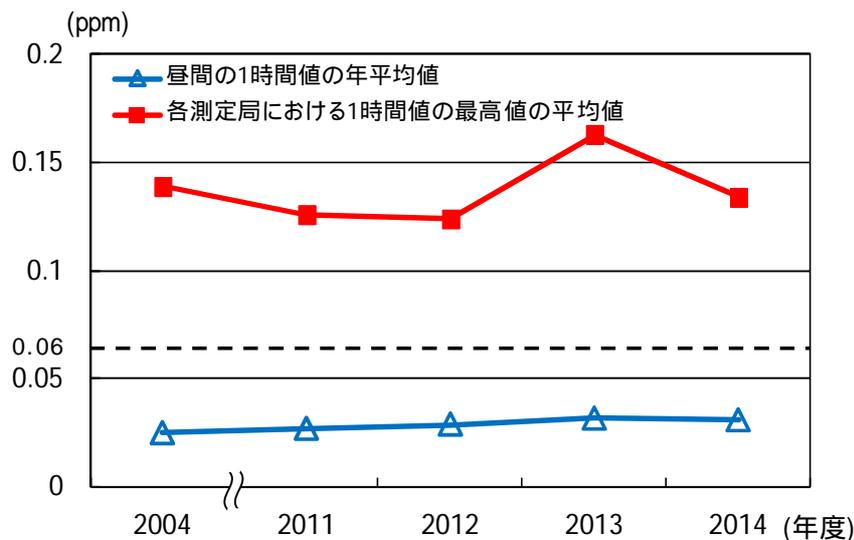


図 光化学オキシダント濃度の経年変化  
(参考：環境基準値は1時間値 0.06ppm 以下)

#### 【今後の課題と取組】

光化学オキシダントについては、これまで環境基準の達成率が改善されておらず、その対応が必要となっています。

そこで、光化学オキシダントの原因物質であるVOCについて、継続的かつ効果的な排出抑制に努めていきます。

新たな環境問題となったPM2.5については、その生成機構が不明となっており、解明が必要となっています。

そこで、発生源の把握や二次生成機構の解明に向けた調査・研究を進め、低減対策を推進します。

大気環境の把握のため、大気汚染防止法に基づき、同法の政令市と連携して、二酸化窒素や浮遊粒子状物質等について常時監視測定を行い、結果を公表していきます。また、大気保全対策の推進のため、複数の法令の規制対象となる固定発生源\*については、市町村と連携して規制・指導を実施します。

騒音、振動、悪臭については、苦情件数が近年横ばいとなっており、改善傾向が見られませんが、これらの問題は人によって感じ方が異なるものであり、規制基準による対応のみでは解決しない場合もあることから、その対応が必要となっています。

そこで、当事者間の相互理解や協力等により解決につながるように、市町村と連携した取組を推進します。

施策名	施策の概要
大気環境の把握	<p>大気汚染状況の常時監視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法の政令市と連携して、二酸化窒素や浮遊粒子状物質等について、常時監視測定を実施します。</li> </ul>
大気保全対策の推進	<p>固定発生源に対する規制・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、窒素酸化物、ばいじん、VOC等の排出規制を実施するとともに、九都県市で連携して事業者によるVOC排出抑制の自主的な取組を促進します。</li> </ul> <p>自動車排出ガス総量削減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境保全条例に基づくディーゼル車の運行規制等の施策を実施するとともに、大気汚染状況の常時監視、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の総量の把握等により、着実に自動車排出ガス総量削減対策を推進します。</li> </ul> <p>低公害車の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境性能に優れた燃料電池自動車(FCEV)や電気自動車(EV)等の低公害車の導入促進や普及啓発などに取り組みます。</li> </ul> <p>建築物のアスベスト*飛散防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法及び県のアスベスト除去工事に関する指導指針に基づき、アスベスト除去作業を行う事業者を指導するとともに、立入検査や環境調査を実施します。</li> </ul> <p>フロン類の適正管理の推進(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、機器の適正管理の推進及びフロン類充填回収業者等の指導・監督を実施します。</li> </ul> <p>川崎市臨海部の局地汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化窒素に係る大気環境基準を継続して達成していない「川崎区池上新田公園前測定局」が位置する東京大師横浜線周辺の地域における局地汚染対策を推進します。</li> </ul>
微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進	<p>PM2.5の低減対策、生成機構等の調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例で運行を規制している旧式ディーゼル自動車の監視強化や工場・事業場におけるVOC排出抑制、ガソリンベーパー対策などの取組を推進します。また、PM2.5の広域的な移動実態の把握や発生源を解明するための調査研究を推進します。</li> </ul>
騒音・振動・悪臭対策の推進	<p>工場・事業場等に対する規制・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場等に対して立入検査を行い、騒音・振動・悪臭に係る規制基準の適合状況等の確認を実施します。</li> </ul> <p>自動車、新幹線、厚木基地騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの騒音調査を行うとともに新幹線・航空機騒音については、類型指定の見直しを検討します。また、厚木基地の騒音解消に向け、日米両国政府への働きかけを実施します。</li> </ul>

：重点施策

< 関連する環境関係の主な計画 >

神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画

【重点施策の目標】

項目	2014年度 (実績)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
PM2.5の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値	15.0 μg/m <sup>3</sup>	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減

重点施策の選定及び目標設定の理由

人の健康に影響するおそれがあるとされ、社会的に関心の高いPM2.5は、これまで自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値が環境基準値を上回ってきました。今後もその対策は重要であることから、PM2.5対策の推進を重点施策とします。

また、ディーゼル車の排出ガスは自動車排出ガス測定局で監視しているPM2.5濃度に影響を与えていることから、粒子状物質の排出量が多い旧式ディーゼル車の運行規制などの低減対策に取り組むことにより、PM2.5の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値を2014（平成26）年度の実績値から毎年度削減することを目標として設定します。

## (イ) 水環境保全対策の推進

### 【現在の状況】

県では、水質汚濁防止法や生活環境保全条例に基づく事業者への指導や、下水道など生活排水処理施設の整備を行ってきました。また、東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画(以下本章において「東京湾総量削減計画」という。)に基づく汚濁負荷対策等に取り組んできました。

こうした取組を行ってきた結果、水質の汚濁状況を表す生物化学的酸素要求量(以下本章において「BOD」という。)又は化学的酸素要求量(以下本章において「COD」という。)の環境基準達成率は、河川では2004(平成16)年度は94%、2014(平成26)年度には97%となり、長期的には改善してきました。

一方、湖沼は、2004(平成16)年度が75%、2014(平成26)年度には80%<sup>注)</sup>、海域については、2004(平成16)年度が85%、2014(平成26)年度には69%であり、河川よりも低い状況となっています。

土壌・地下水汚染対策については、2010(平成22)年以降、水質汚濁防止法の改正により有害物質の地下浸透未然防止に係る構造・点検が義務化されるとともに、土壌汚染対策法及び生活環境保全条例の改正により調査対象の拡大が行われ、工場、事業場における一層の対応が図られてきました。

こうした取組の結果、地下水汚染については、有機塩素系化合物のメッシュ調査\*における環境基準超過率は、トリクロロエチレンについて、2002(平成14)～2005(平成17)年度で2.1%であるのに対し、2010(平成22)～2013(平成25)年度では、0.1%(1224地点中4地点)と大幅に改善しました。

注) 湖沼の環境基準地点については、2005(平成17)年度より、宮ヶ瀬湖が追加された。

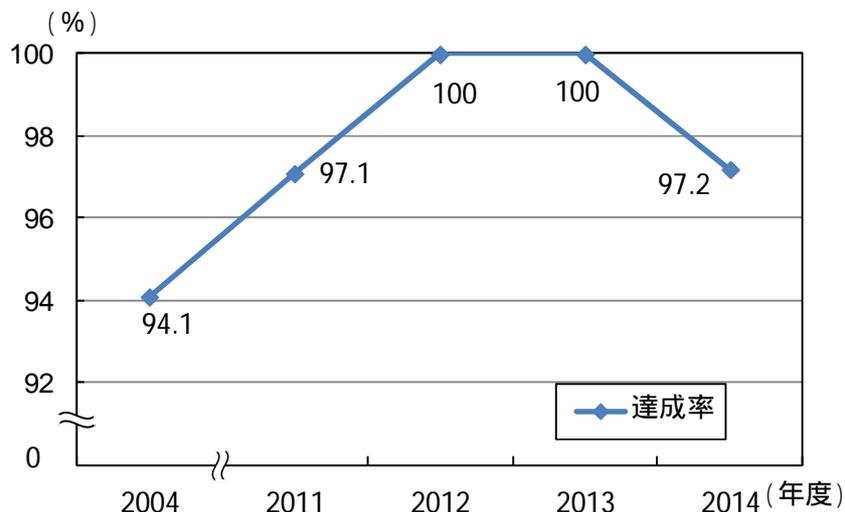


図 河川の類型指定\*水域における環境基準(BOD)の達成率

【今後の課題と取組】

河川のBODについては、水質の改善に伴い、環境基準達成率が高いレベルで維持できていますが、引き続き、全水域で環境基準が達成できるよう取り組んでいく必要があります。

そこで、引き続き、工場・事業場等に対する排水規制・指導や生活排水対策の推進等を実施します。

閉鎖性水域である湖沼と東京湾については、CODの環境基準達成率に改善の余地があります。東京湾では、窒素、りんなど栄養塩類の流入による富栄養化に伴い赤潮\*が発生するなど、富栄養化対策が必要となっています。また、湖沼のうち相模湖・津久井湖では、生活排水や湧水等に由来する全窒素、全りんについて、環境基準を達成できておらず、富栄養化への対応が必要となっています。

そこで、相模川水系の県外上流域における生活排水対策や東京湾における総量規制などの取組を近隣の都県と共同して実施します。将来的には、すべての公共用水域で環境基準を達成することをめざしていきます。

水質環境の把握に当たっては、水質汚濁防止法に基づき、同法の政令市と連携して、県内の公共用水域の水質汚濁の状況及び地下水質の状況等を把握するために水質測定を行い、結果を公表します。

また、土壌・地下水については、事業所の廃止を契機として実施される調査等で汚染が判明する事案が多数確認されており、対応が必要となっています。

そこで、引き続き法令に基づいた事業者への規制指導を行うとともに、未然防止対策の指導も実施します。

施策名	施策の概要
水質環境の把握	公共用水域の常時監視 ・水質汚濁防止法に基づき、同法の政令市と連携して、県内の公共用水域の水質汚濁の状況を把握するために水質測定を行い、結果を公表します。 環境基準の類型指定 ・各種対策が講じられ、水質改善が確認された水域について、水質が再び悪化することのないように環境基準を上位類型へ見直します。
水質保全対策の推進	工場・事業場等に対する排水規制・指導 ・水質保全のための産業排水対策として、法及び条例に基づく立入検査を行い、規制基準の適合状況等の確認を実施します。 生活排水処理施設の整備促進（再掲） ・未処理の生活排水の河川等への流入を抑制するため、生活排水処理施設の整備を促進します。
土壌・地下水汚染の防止対策の推進	地下水の常時監視 ・水質汚濁防止法に基づき、同法の政令市と連携して、県内の地下水質の状況等を把握するために水質測定を行い、結果を公表します。 汚染対策指導及び浄化効果確認調査の実施 ・環境基準を超えた地点について、発生源を特定し、汚染対策の指導を行います。また、継続的に浄化効果の確認を実施します。

：重点施策

< 関連する環境関係の主な計画 >

東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画

【重点施策の目標】

項目	2013年度 (実績)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
東京湾へのCOD、窒素及びりん汚濁負荷量*の排出量	COD 23t/日 窒素 27t/日 りん 2.0t/日	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減

重点施策の選定及び目標設定の理由

すべての公共用水域で環境基準を達成するためには、更に水質を向上させることが必要であることから、水質保全対策の推進を重点施策とします。

公共用水域の中で、閉鎖性水域である湖沼と東京湾の水質改善が課題であり、流入する汚濁負荷量の削減が必要となっています。

閉鎖性水域のうち、湖沼については、県外の上流域からの生活排水の流入等が大きく影響しており、流入する汚濁負荷量の把握が困難です。一方、東京湾においては、東京湾総量削減計画に基づき、毎年、指定地域(東京湾流入域)内の事業場等からの汚濁負荷量を把握しています。

そこで、東京湾における水質改善を目的として、東京湾総量削減計画でも目標設定されているCOD、窒素、りんの汚濁負荷量について、2013(平成25)年度の実績値から毎年度削減することを目標として設定します。

## (ウ) 化学物質対策の推進

### 【現在の状況】

化学物質は、現在数万種類が流通していると言われ、事業用や家庭用として生産、使用されているほか、ダイオキシン類\*のように廃棄物の焼却などに伴い、非意図的\*に生成される物質もあります。これらの化学物質の中には環境や人の健康へ影響を与えるおそれのある有害な物質があります。

しかし、化学物質は種類も多く、排出規制だけでは対応することができないことから、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下本章において「化管法」という。)や生活環境保全条例に基づき、事業所から排出される化学物質量の届出等、化学物質による環境負荷の低減に向けた事業者の自主的な取組を促進しています。

その結果、化管法の届出に基づく化学物質の排出量は、2013(平成25)年度が5,773tとなり、制度がスタートした2001(平成13)年度の12,739tに比べて約55%削減しました。

また、1997(平成9)年度から、大気汚染による人への健康リスクがある程度高いと考えられる優先取組物質の中で、環境省が測定方法を提示している21物質について環境濃度のモニタリング調査(「有害大気汚染物質\*の調査」)を実施するとともに、2006(平成18)年度から、化学物質による水域の汚染状況を把握するためのモニタリング調査を行っています。

有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されている物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)における環境基準の達成状況は、2004(平成16)年度は、ベンゼンについて、1地点で環境基準値を超過しましたが、2014(平成26)年度はすべての地点で環境基準を達成しました。

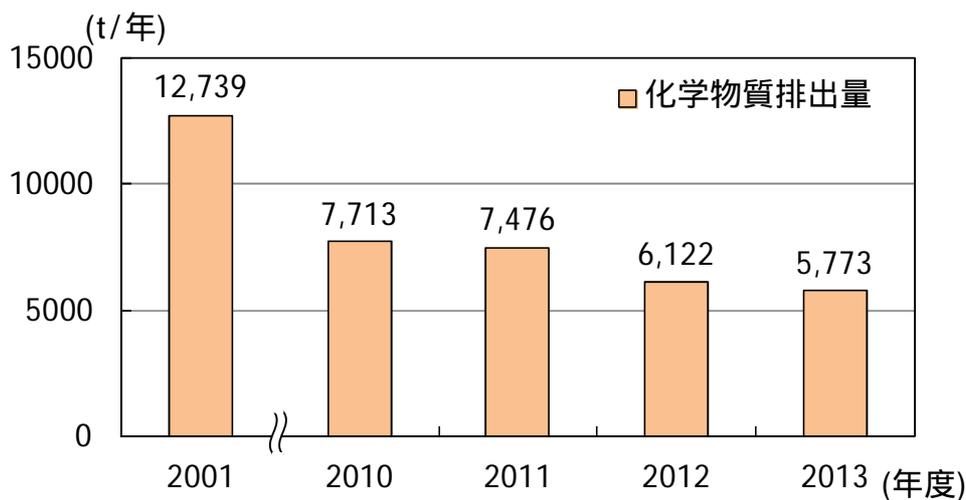


図 化管法の届出に基づく化学物質の排出量

【今後の課題と取組】

化学物質については、排出量は減少しているものの、様々な化学物質が環境へ排出されており、人の健康や生活環境へ影響を与えるおそれのある化学物質について一層の削減が必要となっています。

そこで、化管法や生活環境保全条例に基づき、事業者の規制・指導、自主管理の促進を図るとともに、県民、事業者の理解が深まるよう、化学物質に関する様々な情報提供を実施します。

また、化管法や生活環境保全条例に基づく低減対策の効果等を確認するため、継続的なモニタリング調査を実施します。

施策名	施策の概要
環境中における化学物質の実態把握	化学物質の水生生物への影響調査 ・生態系への影響が懸念される物質等について、環境濃度の実態を把握し、県民等へ情報提供に努めます。 有害大気汚染物質の調査 ・大気汚染防止法の政令市と連携して、各地域内の有害大気汚染物質の調査を実施します。
化学物質に係る環境保全対策の推進	化学物質の自主管理による低減化の促進 ・人の健康や生活環境への影響を与えるおそれのある化学物質について、法や条例に基づく届出を通じて事業者の自主管理による低減化の促進を図ります。 化学物質の性質、事故事例等の情報提供 ・インターネットを活用する等の方法により、化学物質の有害性、法令規制、事故事例等の情報や事業者による化学物質の排出状況等の情報を提供します。

：重点施策

【重点施策の目標】

項目	2013年度 (実績)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
化学物質の環境への届出排出量	5,773t	前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減

重点施策の選定及び目標設定の理由

化学物質は便利な生活に欠かせない反面、環境中に排出されると人や生態系に対する有害性があるものもあり、排出削減が求められていることから、化学物質に係る環境保全対策の推進を重点施策とします。

また、化学物質による環境影響を低減させるためには、化管法の届出対象事業者に対する自主的な化学物質の管理や排出量の削減を指導することで、環境へ排出される化学物質の量を削減していくことが重要であることから、化学物質の環境への届出排出量について、2013(平成25)年度の実績値から毎年度削減することを目標として設定します。

## (I) 環境に配慮したまちづくり

### 【現在の状況】

都市と自然が近接していることや交通網が発達しているという特徴を有する本県では、神奈川県土地利用調整条例(以下本章において「土地利用調整条例」という。)や神奈川県環境影響評価条例等の運用を適切に行ってきたことにより、環境の保全を図りながら計画的な土地利用を行ってきました。

また、2004(平成16)年12月の景観法の施行を踏まえ、2006(平成18)年10月に神奈川県景観条例、2007(平成19)年8月に神奈川県景観づくり基本方針を策定し、景観づくりにおいて地域の自然との調和を図ってきました。

相模湾の海岸侵食対策として、茅ヶ崎海岸や平塚海岸などにおいて、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設の整備や養浜\*を行い、砂浜の回復・保全を図るための取組を実施してきました。

身近な自然環境である川の整備に当たっては、治水上の安全性を確保しつつ、生物の生息環境にも配慮した多自然川づくりを進めてきました。

ヒートアイランド\*現象について、県では、2004(平成16)年度と2005(平成17)年度に実態調査を行い、高温化の地域特性や対策例をとりまとめました。また、横浜市・川崎市と連携した県内の気温分布状況の調査やヒートアイランド現象の緩和に有効な緑化の推進、2014(平成26)年度には、ヒートアイランド対策のハンドブックを作成するなどの取組を実施してきました。

自動車交通に関しては、交通実態に適合した交通規制の実施と見直しを行うとともに、2007(平成19)年10月策定のかながわのみちづくり計画に基づき、幹線道路網の整備や交通のボトルネックの解消などに取り組み、さがみ縦貫道路の全線開通や国道134号(江の島入口から西湘バイパス)の4車線化等が完成したことにより、交通の円滑化が進み、自動車排出ガスの削減などの環境負荷の低減に寄与してきました。

### 【今後の課題と取組】

これまでの取組により、環境の保全を図りつつ計画的な土地利用を行い、環境に配慮した施設づくりが進められてきましたが、このことは、今後も維持される必要があります。

そこで、引き続き、土地利用調整条例等の運用を適切に行い、環境の保全を図りつつ計画的な土地利用を推進します。

また、海岸侵食対策として、砂浜の回復・保全を行うことや、生物の生息環境に配慮した川づくりを推進します。

さらに、ヒートアイランド現象については、有効な緩和策の一つとして緑地の保全など緑化の推進に取り組み、市町村への技術支援等関係市町村と連携した対策の促進を図ります。

自動車交通については、引き続き交通の円滑化を図っていく必要があります。

そこで、整備箇所の選択と集中を行った上で、効率的・効果的な幹線道路網の整備や交通ボトルネックの解消等に取り組みます。

施策名	施策の概要
交通の円滑化の推進	<p>信号制御の高度化等交通管制システムの高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機の集中制御化、車両感知器等の整備により、交通管制システムの高度化を推進し、交通流の適正化を図り、交通の安全と円滑を推進します。</li> </ul> <p>マイカーから公共交通機関への転換等交通需要マネジメントの取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカー利用から公共交通機関利用への転換と発生交通量の抑制や集中を分散させるため、関係機関と連携を図ります。</li> </ul> <p>幹線道路網の整備や交通のボトルネックの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備箇所の選択と集中を行い、効率的・効果的な幹線道路網の整備や交通のボトルネックの解消に引き続き、取り組めます。</li> </ul>
環境に配慮した計画的な土地利用の推進	<p>土地利用調整条例の運用等による環境に配慮した計画的な土地利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の開発行為等を行う事業者に対して、事前の協議により集団的な樹林地を残すよう求めるなど環境への配慮を促す手続きを定め、環境の保全を図りつつ県土の計画的な利用を推進します。</li> </ul> <p>みどりの協定による緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び民間事業者と開発時の緑地を確保するために協定等を締結します。</li> </ul>
自然を生かした施設整備等の推進	<p>県内におけるヒートアイランドの発生状況の把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートアイランドの発生状況を把握し、県内市町村に提供します。</li> </ul> <p>一定規模以上の事業活動・建築物・開発事業における温暖化対策計画書制度の着実な実施（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の事業活動、建築や開発事業を行う者に対し、地球温暖化対策の措置等を記載した計画書の提出を義務づける制度の効果的な運用を行います。</li> </ul> <p>都市公園等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の憩いの場であり、都市のみどりの基幹をなす県立都市公園などの整備を推進するとともに、市町村の都市公園整備を支援します。また、三浦半島国営公園(仮称)の誘致に取り組めます。</li> </ul> <p>生態系や親水性に配慮した河川・水路等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源として利用している河川の自然浄化や水循環の機能等を高めるため、河川・水路等の環境整備を推進します。</li> </ul> <p>養浜による砂浜の回復・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵食が進む海岸について、養浜による砂浜の回復・保全を図ります。なお、対策の実施にあたっては、その効果や周辺環境に与える影響についてモニタリングしながら実施します。</li> </ul> <p>県央・湘南都市圏における環境と共生する都市づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱の運用や普及啓発を行い、環境と共生する都市づくりを推進します。</li> </ul> <p>環境共生モデル都市ツインシティの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海道新幹線新駅誘致地区を中心に環境共生のモデル都市をめざすツインシティの事業推進に向けた取組を進め、県央・湘南都市圏全体を環境と共生する都市圏へと誘導します。</li> </ul>

## 【目標】

### 施設整備等における環境配慮の推進

#### 目標設定の理由

幹線道路網の整備や交通のボトルネックの解消等による交通の円滑化の推進、土地利用調整条例の運用等による環境に配慮した計画的な土地利用の推進、生態系に配慮した河川整備等による自然を生かした施設整備等の様々な施策を通じて、まちづくりにおける環境配慮を推進していくことから、特定の重点施策を設けず、施策全体でめざす「施設整備等における環境配慮の推進」を目標として設定します。

## (オ) 環境に配慮した農林水産業の推進

### 【現在の状況】

農林水産業は、食料の供給などの本来的な役割に加え、県土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成や、やすらぎの場の提供など多面的機能を有しており、農地や森林が良好に保全されることにより、県民はそれらのもたらす恵みを楽しむことができます。

県では、農業用排水施設や農道など、土地生産性の向上や農作業の省力化を図るための生産基盤の整備を推進してきました。

また、新鮮でとれたての食材が手に入り、生産者の顔が見えるというメリットのある地産地消を県では推進していますが、地域の食材をその地域で食べるということは、食材の輸送距離を減らすことにもつながり、輸送に伴う二酸化炭素の排出が少なくなるなど、環境への負荷も小さくなるという効果もあります。県では2007(平成19)年度から2010(平成22)年度にかけて、大型直売センター10箇所の整備支援を行い、地域で生産された農畜産物の販売を促進しました。

また、土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用等による環境負荷を軽減するために有機農業を含む環境保全型農業を推進するとともに、家畜排せつ物についても堆肥化等の有効利用を促進してきました。

一方、林業についても、長引く材木価格の低迷などによる森林の荒廃の進行が問題となっていました。水源の森林エリア内の私有林への公的管理や支援を進めた結果、適切に管理されている森林は、2004(平成16)年度の19,836haから2014(平成26)年度は31,811haに増加しています。

また、県産木材の活用を図るため、間伐材の搬出を支援し、市町村や公共施設での県産木材の利用促進など、生産から加工、消費までの総合的な対策を推進してきた結果、2004(平成16)年度に年間約7,000m<sup>3</sup>であった木材生産量は2014(平成26)年度には年間20,711m<sup>3</sup>と増加しています。

水産業の分野では、2011(平成23)年度に資源管理・漁業経営安定対策事業が始まり、神奈川県資源管理指針を作成するとともに漁業協同組合(以下本章において「漁協」という。)がそれにもとづく資源管理計画を作成して取り組んでいます。具体的には、定置網漁業、小型底びき網漁業のほか多くの魚種で資源保護を目的とした禁漁期間の設定や種苗放流、漁獲物の体長制限や漁具規制などを実施しています。また、河川の漁協に対し相模湾由来のアユの放流用種苗を提供しており、漁協は資源や漁場を適正に管理するため、漁場監視や清掃活動などを実施しています。

さらに、海の環境保全に取り組むNPO法人、市民団体等との協働によりアマモ場の再生に向けた様々な取組を展開し、横浜市、横須賀市、葉山町等において、2003(平成15)年度から2014(平成26)年度にかけて約10,186m<sup>2</sup>のアマモ場を造成しました。

【今後の課題と取組】

本県の農林水産業は担い手不足や高齢化が進んでいることに加え、木材生産のコスト高や魚の消費低迷などの課題があります。

農林水産業は、水源のかん養、良好な景観の形成等の多面的機能を持ち、環境の保全や創造にも寄与するものですが、担い手不足や高齢化に伴う地域の共同活動の衰えなどにより、その機能の喪失が懸念されることから、多面的機能が十分に発揮されるよう取組を図る必要があります。

そこで、これまでも取組を進めてきた地産地消について、一層の県産品の活用を促進するため、かながわブランドサポート店等のスーパーマーケットや、包括協定を締結したコンビニエンスストアの食材フェア等により販路の拡大を図ります。

林業においては、木材を活用しながら森林の持つ様々な働きを維持していくために、県産木材の有効活用を促進する取組を着実に進め、木材生産体制の段階的な強化や生産された木材を着実に流通させるための仕組みの構築、県民の求める品質と性能の確かな県産木材製品の安定供給、公共施設の木造・木質化の推進など県産木材の消費に関する取組をさらに推進します。

一方、農業や畜産業における土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用等による環境への負荷を軽減することも必要です。

そこで、環境保全型農業の一層の推進を図るとともに、家畜排せつ物について堆肥としての有効利用や畜産経営における臭気発生の低減のための取組を推進します。

水産業については、資源の安定化や悪化した資源の回復が必要です。

そこで、引き続き漁獲対象生物の資源の分布・生態等を調査し、適切な資源管理方を検討するとともに、調査の中で資源管理に役立つ情報については漁業関係者へ積極的に提供します。また、相模湾由来のアユ種苗を安定供給します。

施策名	施策の概要
農林水産業の振興を通じた環境への配慮	<p>農地の保全による多面的機能の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地や農業用施設などの保全、農業の持つ多面的機能発揮のための共同活動に対して支援し、耕作放棄地の解消や施設の長寿命化を促進します。</li> </ul> <p>環境保全型農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥を使用した土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した農業を推進します。</li> </ul> <p>県産木材普及促進（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産・加工・消費対策に総合的に取り組み、「県産木材」を使うことを通じて、豊かな森林づくりを推進します。</li> </ul> <p>畜産バイオマスリサイクルの推進（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物の堆肥化や畜産経営における臭気発生の低減のための取組を推進します。</li> </ul> <p>水産資源の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源管理計画対象種を中心に調査を行い、漁業者へ情報提供するとともに、相模湾由来のアユ親魚の養成と卵供給、種苗生産に取り組みます。</li> </ul>

：重点施策

< 関連する環境関係の主な計画 >

神奈川県有機農業推進計画

神奈川県地域森林計画

【重点施策の目標】

項目	2014年度 (実績 <sup>注</sup> )	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
新たに有機農業に取り組む 農業者及び新規エコファー マーの累計人数	13人	15人	30人	45人	60人	75人

注) 2014年度は単年度実績

重点施策の選定及び目標設定の理由

農林水産業の持つ、県土の保全などの多面的機能は環境保全の重要な要素であることから、農地や森林を良好に保全するなど、農林水産業の振興を通じた環境への配慮を重点施策とします。

また、農地については化学合成農薬や化学肥料による環境負荷の低減を図ることも必要なことから、堆肥等による土づくりや、化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする計画を作成し、知事の認定を受けた新規エコファーマーの認定数と、新たに有機農業に取り組むこととした農業者の人数を増加させることを目標として設定します。

### (3) 神奈川のチカラとの協働・連携

#### ア 人材の育成と協働・連携の推進

環境教育や環境の保全に資する地域活動等を通して、将来の環境の保全・創造を担う人材を育成します。また、率先して環境にやさしい暮らしを実践するよう促進するとともに、取組を推進するにあたっては、多様な主体と協働・連携します。

#### (7) 環境学習・教育の推進と基盤づくり

##### 【現在の状況】

小学校においては2011(平成23)年度から、中学校においては2012(平成24)年度から新学習指導要領が完全に実施され、環境に関する内容をより授業で取り扱うようになりました。

県では、環境に関する知識や保全・創造への意識を高めるため、環境教育のための研修や教育用指導資料の活用を促すなどの取組を行うとともに、環境教育に取り組む学校において専門家による出前授業を実施してきました。

高等学校においては、2013(平成25)年度から新しい学習指導要領が学年進行により完全実施となり、理科等の教科・科目や総合的な学習の時間等で環境にかかわる内容の取扱いが増加しました。生徒会活動や学校行事、部活動等での取組も行っています。2004(平成16)年度からは環境教育に取り組むための環境教育拠点校を、2013(平成25)年度から2015(平成27)年度までは環境教育実践校を指定し、先進的な環境教育活動を行うための研究やさまざまな環境教育活動を実践してきました。このような取組を踏まえ、全校で環境教育の実践に取り組んでいきます。

また、環境・エネルギー等に関して、豊富な知識・経験を有する県内の企業、NPO法人などの方を講師として小・中・高等学校及び特別支援学校に派遣し、実験等を交えた体験型授業を2005(平成17)年度から2014(平成26)年度まで554校で実施しています。

大学生・大学院生に対しては、環境に関する活動を行っている企業での就業体験の機会を提供する環境インターンシップ制度を設け、環境意識の高い人材の育成を図っています。

環境問題については、教育だけでなく、自ら考え、選択して行動する観点に立った環境学習も重要です。県では環境学習活動を地域に広げていくための環境学習リーダー養成講座等による支援を実施しています。

このほか、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、知事の委嘱する地球温暖化防止活動推進員が地域において環境学習や普及啓発活動を推進しています。

一方、かながわ県民センター内に設けた環境教育・学習に関する情報提供・活動支援の拠点であるかながわ環境活動支援コーナー(愛称：かながわエコBOX<sup>\*</sup>)をNPOと協働・連携して運営し、環境アドバイザーによる地域全体の環境学習・教育に対する支援を実施しています。

##### 【今後の課題と取組】

環境問題は全ての方が主体的に取り組まなければならない問題であり、次世代を担う若年層への環境教育は特に重要です。

そこで、学校教育において、環境問題やエネルギー問題についての正しい理解を深め、これらの問題について自ら考え、行動できるような児童・生徒の育成をめざしたカリキュラム(教育課程)の研究や、環境教育を推進するための実践活動の普及、環境教育指導者の育成、教材の整備など、引き続き環境教育を推進します。

また、環境インターンシップ制度や環境情報の提供・活動支援、より効果的な講座の実施などに引き続き取り組むとともに、NPO・企業・大学等や地球温暖化防止活動推進員と連携し、学校を含む地域全体での環境学習を推進します。

さらに、個人の消費行動が環境や経済に大きく影響することから、消費者自らが環境に与える影響に配慮し、行動できるよう消費者教育と環境教育との連携を推進します。

施策名	施策の概要
環境学習・教育の推進	<p>学校が効果的な授業を展開するための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の環境教育への理解を深めるための研修を実施し、環境教育指導資料(小・中学校編)を各学校で活用するとともに、「持続可能な社会の実現を目指したこれからの環境教育」に関する研究を継続し、その成果を発信していきます。また、環境・エネルギー等の理解を深め「自ら考え行動する人」を育成するために、豊富な知識・経験を有する方を講師として派遣します。</li> </ul> <p>児童・生徒の環境に配慮した自主的な取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒主体で環境に関する先進的な取組を発表することで、その取組結果を全県立高校と共有します。加えて高校生から環境に配慮した学校づくりや実践行動についてのアイデアを募集し、優秀な作品を表彰することなどにより、生徒の環境意識を高め、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や、資質・能力の育成を図ります。</li> </ul> <p>地域における環境学習・実践活動の取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境問題について県民の理解を深めるため、県の取組などについて職員が出向いて説明します。また、知事が委嘱する地球温暖化防止活動推進員・環境団体等の活動により、地域における地球温暖化対策の推進等を図ります。</li> </ul> <p>環境教育と消費者教育等の連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育教員研修において環境分野の講座を開催し、学校教育の場での連携を図ることにより、環境に与える影響を配慮し、主体的に行動できる消費者の育成を図ります。</li> </ul> <p>水源環境の理解促進(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下流域住民の交流事業等を実施し、水源環境の理解促進を図ります。</li> </ul>
環境保全活動の支援	<p>様々な行動主体が行う環境学習・教育・実践活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習施設のオープン利用を推進し、県民の環境実践活動を支援します。また、大学生・大学院生に対し、環境に関する活動を行っている企業への就業体験の機会を提供することで、環境意識の高い人材の育成を図ります。</li> </ul> <p>適切な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県のホームページやメールマガジン等を活用し、分かりやすい環境情報を提供します。また、環境全般についての相談対応等により、幅広いニーズに対応します。</li> </ul>

施策名	施策の概要
環境保全活動の支援	環境保全活動を実践する人材の育成・支援 ・環境保全等の実践活動において必要な知識や技術を学ぶための環境学習講座を開催します。また、地球温暖化防止活動推進員の資質向上を目的とした研修や、高校生等への建設リサイクルに関する普及啓発等を実施します。

：重点施策

【重点施策の目標】

項目	2014年度 (実績)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
NPO・企業との協働による環境・エネルギー学校派遣事業の累計受講者数	5,174人	6,000人	12,000人	18,000人	24,000人	30,000人

重点施策の選定及び目標設定の理由

良好な環境を次世代へ継承していくためには、環境問題を考え、行動する人材の育成は重要で、学校や地域における環境学習・教育を引き続き推進することが必要であることから、環境学習・教育の推進を重点施策とします。

また、学校において、次世代を担う子どもたちに環境への配慮の重要性を認識してもらおう環境教育を実施することは、家庭や地域への波及という効果も期待できるなど、環境教育を推進する上で効果的です。さらに、環境問題を解決していくためには、県はもとより、県民、企業、NPO、市町村など、あらゆる行動主体が協働・連携した取組を進めることが重要であることから、NPOや企業の方を講師とする、環境・エネルギー学校派遣事業の累計受講者数を増加させることを目標として設定します。

## (1) 環境にやさしい活動の推進

### 【現在の状況】

県では、地球温暖化対策、自然環境保全対策、廃棄物対策等、環境問題の解決に向けて、県民、NPO、事業者等、さまざまな行動主体と協働・連携して取組を推進してきました。

また、各行動主体が自主的に取り組む環境配慮活動を登録することにより環境配慮活動の実践に向けた取組の「環(わ)」を広げるマイアジェンダ登録制度の普及を図り、2014(平成26)年度までに135,362件の個人・団体の登録がありました。

2015(平成27)年度には、マイエコ10(てん)宣言へと制度を刷新して、個人による地球環境保全活動のための率先行動を引き続き促進しています。

さらに、環境保全に関する実践活動に取り組む学校、NPO、企業等を支援するため、かながわ県民センター内にかながわ環境活動支援コーナー(愛称：かながわエコBOX)を設置し、NPOと協働・連携して環境保全活動に関する情報提供・活動支援業務を実施してきました。

丹沢大山で自然環境に関する活動を実践しているボランティア団体の自主的な連携を図るために2002(平成14)年に発足した丹沢大山ボランティアネットワークは、現在32団体が参加しています。同ネットワークでは、行政機関と連携しつつ、水場の水質調査や登山者数調査、親子を対象とした自然観察等の活動に取り組んできました。

森林保全については、企業・団体に水源の森林づくりにご参加いただく水源林パートナー制度を、2008(平成20)年度から拡充して森林再生パートナー制度とし、引き続き多数の民間企業・団体と協働し、森林整備に取り組んできました。

一方、地球温暖化対策や廃棄物対策等、県域を越えた課題に対し、九都県市首脳会議(2009(平成21)年度まで八都県市首脳会議)の構成団体で連携して対応してきました。この他に山静神サミット等、個別課題ごとの広域的な連携対応も推進してきました。

また、県民自身による主体的な取組を促すため、環境にやさしい買い物キャンペーンを展開し、県内企業、販売店等とともにマイバッグの利用促進や簡易包装を推奨しました。

さらに、地球温暖化対策として九都県市首脳会議と連携したライフスタイルの実践・行動キャンペーンによりクールビズ、ウォームビズ、クールシェア等呼びかけました。

この他、企業に対しては、環境マネジメントシステム導入を促すため、ISO14001\*やエコアクション21\*といった制度の紹介や技術援助に取り組んできました。昨今の企業活動においては自社の活動における環境配慮だけでなく、売上げの一部を環境保全活動に寄付するなど、より積極的に環境保全等へ取り組む姿勢も見受けられるようになっていきます。

### 【今後の課題と取組】

地球環境保全は、全ての主体による取組が大切です。

そこで、これまでの新アジェンダ21かながわ\*を見直し、創設した、私たちの環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライの普及やマイエコ10(てん)宣言を広めることにより、地球活動保全への主体的な取組を促進します。また、メールマガジン等による情報提供や働きかけにより、継続的な活動を促進します。

一方、様々な行動主体が、それぞれの役割・責任を分担しつつ、相互に協働・連携して環境保全活動を進めるためには、必要な情報の提供と交流、実践に関するアドバイス機能の充実・強化が必要です。

そこで、かながわ環境活動支援コーナーのNPO等の環境保全活動の拠点としての活用や水源環境保全・再生かながわ県民フォーラムの開催等、情報提供や活動支援の充実を図

ります。

また、二酸化炭素の削減、不法投棄、水源環境の保全・再生、PM2.5などの基礎自治体である市町村のみでは解決困難な課題や県境を越える環境問題については、個々の自治体の取組だけでは解決を図ることが困難なため、広域的な対応が必要です。

そこで、県では市町村と連携した取組を推進します。県境を越える問題については、水源環境の保全に関する山梨県との連携や、九都県市首脳会議、山静神サミット等の仕組みを通じて、引き続き、広域的な課題の認識を共有し、県外自治体との連携により対応を図ります。

施策名	施策の概要
環境にやさしい暮らしの促進	<p>県民に対する暮らしの中での環境保全行動の情報提供、促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かながわ環境活動支援コーナーにおいて、県民や環境活動に取り組む団体等に対して、環境保全活動等に関する情報提供を実施します。</li> </ul> <p>マイエコ10(てん)宣言の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球環境保全のための90の行動メニューから、10個を選んで宣言する取組の普及を通じて、環境にやさしい暮らしを促進します。</li> </ul> <p>事業者に対する環境マネジメントシステム*に関する技術支援や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の環境マネジメントシステムの導入等の相談に応じるとともに、必要に応じてアドバイザーを派遣し、システム構築の支援等を実施します。</li> </ul>
環境配慮への県の率先的取組の実施	<p>県の事務事業からの温室効果ガス排出抑制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県として率先して温室効果ガスの排出を抑制する取組を推進し、毎年度、成果を公表します。</li> </ul>
多様な主体との協働・連携の推進	<p>県民・NPO・企業等との協働・連携による環境の保全・創造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民、市町村等と連携し、緑地等の適正な維持管理及び丹沢大山における保全・再生活動や自然公園の利用に関するマナーの普及啓発などを推進します。また、関係機関や事業者と連携し、エコドライブの普及等に取り組めます。</li> </ul> <p>九都県市首脳会議等を通じた県外自治体との連携による広域課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化問題、自然環境保全問題や廃棄物問題等の広域的な課題に対して、九都県市首脳会議や山静神サミット等の仕組みを通じて、各自治体と連携した取組を推進します。</li> </ul> <p>国際協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立行政法人国際協力機構(JICA)と連携して開発途上国からの研修生の受け入れ等の国際協力を推進します。</li> </ul>

：重点施策

【重点施策の目標】

項目	2014年度 (実績)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
マイエコ10(てん)宣言 <sup>注)</sup> の宣言者数(個人累計)	123,940人	17万人	19万人	21万人	23万人	25万人

重点施策の選定及び目標設定の理由

環境問題の解決のためには、あらゆる行動主体が環境に配慮した暮らしや事業活動を行うことが重要であることから、環境にやさしい暮らしの促進を重点施策として設定します。

また、日々の暮らしの中で環境配慮に資する行動のきっかけづくりが重要であることから、マイエコ10(てん)宣言の宣言者数(個人累計)を増加させることを目標として設定します。

注) 地球環境保全のための行動指針、私たちの環境行動宣言かながわエコ10(てん)トライの具体的取組である90の行動メニューから自分を取り組みたい項目を10個選んで宣言する制度。

本項「ア 人材の育成と協働・連携の推進」は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づく神奈川県の実施計画として位置づけています。

## イ 技術力の活用

本県に集積した企業の技術力を環境面の保全と創造において発揮するため、技術連携を促進します。

また、環境技術の進展に向け、県の試験研究機関における環境に関する技術の調査研究結果の発信を行います。

## (7) 環境を向上させる技術と産業の活用

### 【現在の状況】

大気汚染防止、排水処理、廃棄物処理などの環境汚染防止、省資源・省エネルギーなどの環境負荷低減、さらには、資源回収・リサイクルなどの資源有効利用といった環境保全に資する技術、製品、サービス等を提供する環境共生型の産業の振興は、環境への負荷の少ない持続可能な社会に大きく貢献するものであることから、県では、専門家などのコーディネートによる企業間の連携や製品の共同開発、販路開拓など事業化促進に向けた支援を実施しています。

また、中小企業による環境保全対策を促進するため、環境負荷の低減を目的とする施設改善や、再生可能エネルギー関連の研究開発等に関する必要な資金の調達を支援しています。

多様な企業が集積する京浜臨海部では、2007(平成19)年度に立地企業や関係行政機関等による京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議を設置し、京浜スマートコンビナート\*の構築を目標像として掲げ、環境への負荷の低減、生産活動の効率化及び資源・エネルギーの有効活用等につながる企業間連携の取組及び実現方策の検討やその事業化を図るとともに、川崎国際環境技術展への出展・参加等を通じて京浜スマートコンビナートの構築に向けた取組を情報発信しています。

また、本県では、環境問題の解決に向けた調査・研究の実施と施策等への活用を推進してきました。環境科学センター及び自然環境保全センターでは、2014(平成26)年度までに471の課題について調査・研究を行っています。環境科学センターでは、近年、PM2.5の動態等に関して研究をしており、自然環境保全センターでは、長期にわたってブナ帯森林再生技術の開発等に取り組んでいます。

この他にも、水産技術センターにおける水生生物の生息環境の改善や、農業技術センターにおける食品残さ等未利用有機資源の有効活用技術の開発、畜産技術センターにおける家畜排せつ物の処理技術や臭気低減技術の研究を推進してきました。

### 【今後の課題と対応】

首都圏という大消費地に位置する本県では、自動車専用道路や鉄道網などの、県民活動や企業の経済活動を支える利便性の高い交通ネットワークの形成が進められています。特に、「さがみ縦貫道路」(首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の神奈川県区間の一部)など、新たな自動車専用道路の整備により、広域的な交通利便性が飛躍的に向上し、神奈川のポテンシャルが一層高まるものと期待されています。

このような利便性が高い都市環境と豊かな自然環境のバランスがとれていることは、本県の特長であり魅力ともなっています。

また、温室効果ガスの削減など環境負荷低減効果が見込めるエネルギー源として、水素が注目されていますが、本県の京浜臨海部には、天然ガス等から水素を製造して石油精製等に利用している製油所、製造過程で生じる副生水素を燃料として利用している製鉄所や化学工場などが立地しており、水素を供給し得るポテンシャルを有しています。

県内の各地には、主要な水素供給関連設備メーカー、水素の先進的な輸送・貯蔵技術の事

業化を進めている企業など、今後の水素の利活用技術を牽引していく企業が多数集積しています。

このような県の特性を生かして、産業活動における環境分野に関する取組を進展させていくためにも、企業間あるいは、大学や公的研究機関との共同研究等の連携を促すことが必要です。

京浜臨海部においては、引き続き、京浜スマートコンビナートの構築に向けて、京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議を通じたエリア全体の効率向上の取組を進めます。また、県は川崎市と連携して取組を支援します。

さらに、豊かな環境を保全・創造していくために、地域の課題を踏まえた調査・研究を実施するとともに、課題の効率的な解決に向けて企業との協働や企業間の連携促進を図ります。

施策名	施策の概要
<p>企業のもつ技術力の発揮に対する支援</p>	<p>環境関連分野の産学公ネットワーク等の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種セミナーの開催や専門コーディネータによる企業間連携、販路開拓などの支援により、環境問題の解決に資する製品の開発を促進します。</li> <li>京浜臨海部コンビナート高度化などの推進</li> <li>・京浜臨海部に立地する素材・エネルギー産業の生産活動の効率化等に向けた企業間連携の取組を支援します。</li> </ul>
<p>県の試験研究機関の環境に関する技術の調査・研究</p>	<p>P M2.5の動態解明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P M2.5の削減対策を進めるために、広域的な移動実態の把握や発生源の種類、地域を明らかにするための調査研究を推進します。</li> <li>スギ・ヒノキの花粉削減</li> <li>・花粉発生源対策として無花粉スギの苗木生産を効率化する技術開発及び無花粉ヒノキの実用化研究を実施します。</li> <li>農耕地における減肥技術の確立</li> <li>・緑肥*導入や肥効調節型肥料*利用による硝酸態窒素の溶脱軽減技術の検討や土壌診断に基づいた無駄のない適正な施肥の方法を開発し土壌環境の悪化防止に貢献します。</li> <li>畜産環境対策に関する技術開発の推進</li> <li>・家畜排せつ物の処理技術や臭気低減技術等の研究を推進します。</li> <li>水質改善効果を有する二枚貝類の増養殖技術開発</li> <li>・二枚貝類の増養殖技術の普及を促進することで、海水中の浮遊懸濁物質*を濾過し海域の水質浄化を図ります。</li> </ul>

**【目標】**

企業間連携等の促進及び県試験研究機関の成果の発信

目標設定の理由

特定の重点施策を設けずに、関係する企業間の連携促進や県試験研究機関が得た環境関連の技術研究開発情報の発信など、様々な施策を展開することで、多様な技術が環境問題の解決に活用されていくことを目標とします。



# 第3章 計画の着実な推進

## 1 進行管理

- ・ 県は、重点施策の目標の達成状況と他の施策の実績及び環境指標を毎年度把握します。そして、庁内の関係部局で構成する神奈川県環境基本計画推進会議において、施策の進捗状況を評価します。
- ・ 神奈川県環境審議会(以下本章において「環境審議会」という。)は、その評価を検証します。
- ・ 県は、環境審議会での検証を受けた施策の進捗状況及びその評価をホームページで公表します。

## 2 計画の見直し

- ・ 神奈川県環境基本条例(以下本章において「環境基本条例」という。)において、知事は神奈川県環境基本計画を策定・変更するに当たっては、環境審議会及び市町村の長の意見を聴くこととされており、5年間の施策の実施期間の最終年次には、毎年度の進捗状況及びその評価、環境指標の推移並びに県民意識調査などをもとに、環境審議会及び市町村の長からの意見を踏まえて施策を見直します。
- ・ また、計画全体についても、社会状況の変化等を考慮の上、必要な見直しを行います。
- ・ その際には、同じく環境基本条例において、県民等からの意見を聴くための必要な措置を講ずるものとしていることから、県民意見募集(パブリックコメント)を実施し、県民意見を反映します。

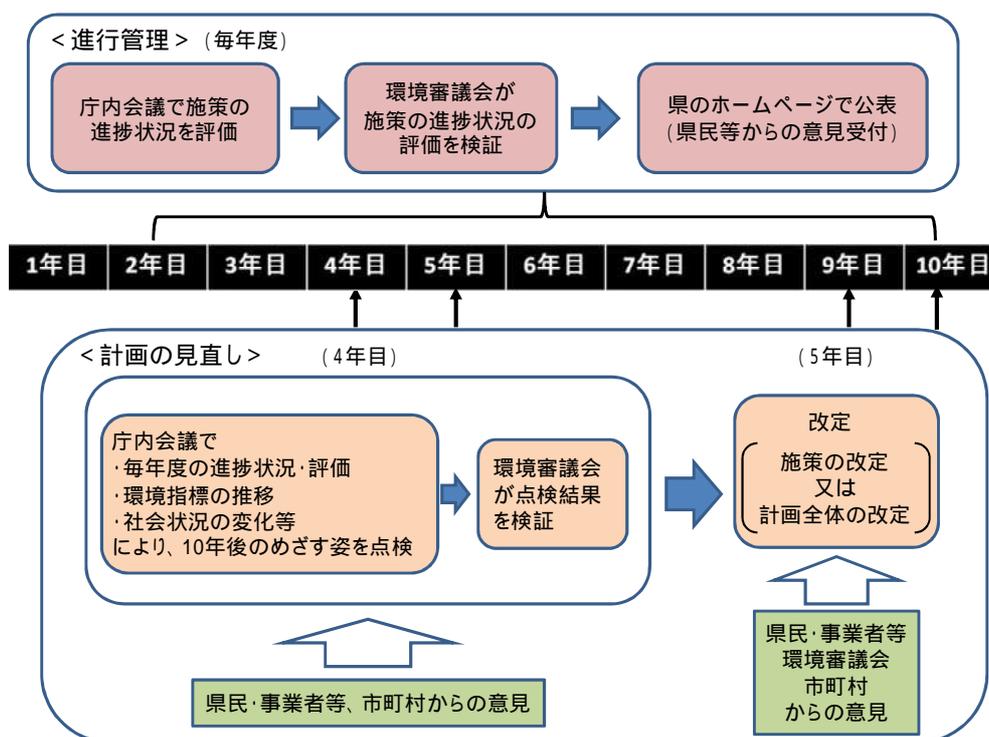


図 進行管理のイメージ

< 施策体系における重点施策の目標一覧 >

**施策の分野 1 持続可能な社会の形成**

ア 地球温暖化への対応

- ・地域からの地球温暖化対策の推進

【重点施策】事業者による自主的な取組等の促進

【設定目標】大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合

年 度	2013 年度 (実績)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
値	61.1%	66%	68%	70%	72%	74%

- ・再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進

重点施策：再生可能エネルギー等の導入加速化

【重点施策】安定した分散型電源の導入拡大

【設定目標】県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合

年 度	2013 年度 (実績)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
値	約 11.5%	15.5%	17.4%	19.6%	22.1%	25%

イ 資源循環の推進

- ・資源の循環的利用の推進

【重点施策】産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

【設定目標】製造業における産業廃棄物の再生利用率

年 度	2013 年度 (実績)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
値	45.1%	46%	47%	48%	49%	50%

- ・適正処理の推進

【重点施策】廃棄物の適正処理の推進

【設定目標】不法投棄等残存量

年 度	2013 年度 (実績)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
値	12.8 万 t	前年度より 減少	前年度より 減少	前年度より 減少	前年度より 減少	前年度より 減少

**施策の分野 2 豊かな地域環境の保全**

ア 自然環境の保全

- ・生物多様性の保全

【重点施策】地域の特性に応じた生物多様性の保全

【設定目標】里地里山の保全活動に取り組んだ人数

年 度	2014 年度 (実績)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
値	4,599 人	4,800 人	4,900 人	5,000 人	5,100 人	5,200 人

- ・水源環境の保全・再生の推進

【重点施策】自然が持つ水循環機能の保全・再生

【設定目標】水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合

年 度	2014 年度 (実績)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
値	78%	84%	87%	90%	92%	95%

## イ 生活環境の保全

### ・大気環境保全対策の推進

【重点施策】微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

【設定目標】PM2.5の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値

年 度	2014 年度 (実績)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
値	15.0 μg/m <sup>3</sup>	前年度より 削減	前年度より 削減	前年度より 削減	前年度より 削減	前年度より 削減

### ・水環境保全対策の推進

【重点施策】水質保全対策の推進

【設定目標】東京湾へのCOD、窒素及びりん汚濁負荷量の排出量

年 度	2013 年度 (実績)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
値	COD:23t/日 窒素:27t/日 りん:2.0t/日	前年度より 削減	前年度より 削減	前年度より 削減	前年度より 削減	前年度より 削減

### ・化学物質対策の推進

【重点施策】化学物質に係る環境保全対策の推進

【設定目標】化学物質の環境への届出排出量

年 度	2013 年度 (実績)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
値	5,773t	前年度より 削減	前年度より 削減	前年度より 削減	前年度より 削減	前年度より 削減

### ・環境に配慮した農林水産業の推進

【重点施策】農林水産業の振興を通じた環境への配慮

【設定目標】新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数

年 度	2014 年度 (実績 <sup>注)</sup> )	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
値	13 人	15 人	30 人	45 人	60 人	75 人

注) 2014 年度は単年度実績

## 施策の分野 3 神奈川のチカラとの協働・連携

### ア 人材の育成と協働・連携の推進

#### ・環境学習・教育の推進と基盤づくり

【重点施策】環境学習・教育の推進

【設定目標】NPO・企業との協働による環境・エネルギー学校派遣事業の累計受講者数

年 度	2014 年度 (実績)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
値	5,174 人	6,000 人	12,000 人	18,000 人	24,000 人	30,000 人

#### ・環境にやさしい活動の推進

【重点施策】環境にやさしい暮らしの促進

【設定目標】マイエコ10(てん)宣言の宣言者数(個人累計)

年 度	2014 年度 (実績)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
値	123,940 人	17 万人	19 万人	21 万人	23 万人	25 万人

### 3 環境指標

- ・ 環境指標は、本県の環境の状況について、県民の環境への関心や理解を深めるため、県民にわかりやすい事象で、経年的に県が把握できるデータを用います。
- ・ また、施策の実施期間の最終年次に、計画の実行により、県の環境が「10年後のめざす姿」に、どれだけ近づいたかを計る目安として用いるとともに、毎年度の施策の進捗状況を評価する際の参考データとしても用います。

#### < 環境指標一覧 >

10年後のめざす姿	計画における指標
<p>地球温暖化</p> <p>事業者や県民などすべての主体が、それぞれ率先して再生可能エネルギー等の利用や省エネルギーの取組を行い、温室効果ガス排出量の着実な削減が進んでいます。</p>	<p>県内における平均気温の変化</p> <p>県内における最高気温・最低気温の変化</p> <p>県内における真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数の推移</p> <p>県内における温室効果ガス排出量</p> <p>県内のエネルギー消費量</p> <p>県内の年間電力消費量の削減率</p>
<p>資源循環</p> <p>廃棄物の発生そのものをできる限り減らし、不要となったものでも使えるものはできるだけ繰り返し使い、繰り返し使えないものは資源として活用する、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組が進んでいます。最終処分する廃棄物は、減少し、適正に処理されています。</p>	<p>一般廃棄物(排出量・再生利用率・最終処分量)</p> <p>一般廃棄物(県民一人一日当たりの排出量)</p> <p>産業廃棄物(排出量・再生利用率・最終処分量)</p>
<p>自然環境</p> <p>丹沢大山などの水源地域の森林や里地里山、都市のみどりなどの保全・再生の取組が進むとともに、各主体の日常生活や事業活動において、生物多様性の保全のための行動がとられるなど、生物多様性の理解と保全行動が進んでいます。</p>	<p>地域制緑地、トラスト緑地及び都市公園の面積</p> <p>里地里山認定協定活動の面積</p> <p>野生動物(ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ)による農作物被害額<sup>注1)</sup></p> <p>アライグマの捕獲効率<sup>注2)</sup></p> <p>丹沢山地における林床植生の状況<sup>注3)</sup></p>
<p>生活環境</p> <p>大気、水、土壌の環境は良好な状態が維持され、光化学オキシダントやPM2.5といった課題の解決に向けた取組が進んでいます。また、排出される化学物質は低減され、環境に配慮したまちづくりや農林水産業の取組が進んでいます。</p>	<p>二酸化窒素環境基準達成率</p> <p>浮遊粒子状物質環境基準達成率</p> <p>光化学スモッグ注意報発令日数</p> <p>PM2.5高濃度予報発令日数</p> <p>公共用水域の類型指定水域における環境基準の達成率</p> <p>相模湖・津久井湖におけるアオコ*の発生状況</p> <p>東京湾における赤潮の発生状況</p> <p>地下水定点調査における環境基準達成状況</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出排出量と届出外排出量(推計値)を合わせた全体の化学物質排出量</p> <p>騒音・振動・悪臭に関する苦情件数</p> <p>道路交通騒音に関する環境基準達成状況</p> <p>県内における真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数の推移</p> <p>都市公園の箇所数と総面積</p> <p>漁業協同組合が作成する資源管理計画数<sup>注4)</sup></p>

10年後のめざす姿	計画における指標
<p>人材・技術 環境問題の解決のため、学校や地域において多くの人々が環境学習・教育等に取り組んでいます。県民自らが環境のことを考え、行動し、多くの主体が協働・連携しながら積極的に環境保全活動に参加しています。企業間連携が活発に行われるとともに、県の試験研究機関における調査・研究が進むことによって、環境問題の解決に向けた技術の活用が進んでいます。</p>	<p>ISO14001及びエコアクション21などの環境マネジメントシステム認証取得事業所数<sup>注5)</sup> 「環境基本計画」、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」の策定市町村数 地球温暖化防止活動推進員が実施する環境学習や市町村を通じて把握できる、こどもエコクラブ等の環境学習への参加者数 家庭のエネルギー消費量・水道水使用量<sup>注6)</sup> 産学公技術連携データベースにおける環境関連技術で連携可能とした企業の登録件数<sup>注7)</sup> スギ・ヒノキ花粉の飛散量の変化</p>

- 注1) ニホンジカなどの野生鳥獣と人が棲み分けることができれば、農作物被害額が減少していくと考えられることから、指標として設定した。
- 注2) 生態系への影響や農業被害・生活被害が大きい外来生物であるアライグマについて、根絶に向かって生息密度を低下させると、捕獲効率(延べわな設置数当たりの捕獲数)が低下していくと考えられることから、指標として設定した。
- 注3) シカの採食による林床植生への影響が低下すると、森林内の地面が植物に覆われている割合(林床植生率)が上昇するなど林床植生の状況に変化が生じると考えられるため、指標として設定した。
- 注4) 漁業協同組合が作成する資源管理計画数が増加することで、水産資源の適正な管理が実施され、資源の安定化や悪化した資源の回復を実現することが可能となるため、指標として設定した。
- 注5) 環境マネジメントシステムには、様々なものがあるが、環境省が策定した「エコアクション21」、国際規格のISO14001及び環境省が全国規模のものとして紹介しているエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの4つの環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者を指標の対象とする。
- 注6) 電力などのエネルギー消費量や水道水使用量の減少は、県民自らが環境のことを考え、行動することで、環境にやさしい暮らしを実現していることを示すことから、指標として設定した。
- 注7) 産学公技術連携データベースにおける環境関連技術で連携可能な企業の登録件数の増加は、環境問題の解決に向け、活用できる技術を持つ企業が増加していることを示していることから、指標として設定した。

< 環境指標の現状値一覧 >

環境指標			年度	値	単位	
県内における平均気温の変化(5年移動平均)			2010-2014(平均)	16.3		
県内における最高気温・最低気温の変化(5年移動平均)		最高気温	2010-2014(平均)	35.6		
		最低気温		-1.0		
地球温暖化	県内における真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数の推移(5年移動平均)	真夏日	2010-2014(平均)	横浜	日	
				海老名		58.2
				辻堂		61.8
				小田原		40.0
				三浦		55.2
		猛暑日		横浜		2.4
				海老名		6.4
				辻堂		1.2
				小田原		6.6
				三浦		0.8
		熱帯夜		横浜		34.0
				海老名		12.4
				辻堂		26.6
				小田原		12.2
				三浦		18.2
県内の温室効果ガス排出量	全体	2012(速報値)	万t-CO <sub>2</sub>	7,656		
	二酸化炭素			全体	7,419	
				エネルギー転換部門	890	
				産業部門	2,088	
				家庭部門	1,322	
				業務部門	1,864	
				運輸部門	1,131	
				廃棄物部門	124	
その他ガス	237					
県内のエネルギー消費量	全体	2012	PJ	875		
	エネルギー転換部門			138		
	産業部門			236		
	家庭部門			139		
	業務部門			201		
	運輸部門			162		
県内の年間電力消費量の削減率(2010(平成22)年度比)			(今後把握)			
資源循環	一般廃棄物(排出量・再生利用率・最終処分量)	排出量	2013	301	万トン	
		再生利用率		25.3	%	
		最終処分量		26	万トン	
	一般廃棄物県民一人一日当たりの排出量		2013	907	g/人・日	
	産業廃棄物(排出量・再生利用率・最終処分量)	排出量	2013	1,819	万トン	
		再生利用率		44	%	
最終処分量		142		万トン		

環境指標		年度	値	単位	
自然環境	地域制緑地、トラスト緑地及び都市公園の面積	地域制緑地面積	2014	140,958	ha
		トラスト緑地面積		890	
		都市公園面積	2014	4,790	
	里地里山認定協定活動の面積	2014	403,338	m <sup>2</sup>	
	野生生物（ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ）による農作物被害額	ニホンジカ	2014	22,592	千円
		ニホンザル		25,208	
イノシシ		51,488			
アライグマの捕獲効率	2014	0.65			
丹沢山地における林床植生の状況	(今後把握)				
生活環境	二酸化窒素環境基準達成率	2014	98.9	%	
	浮遊粒子状物質環境基準達成率	2014	98.9	%	
	光化学スモッグ注意報発令日数	2014	9	日	
	P M2.5項濃度予報発令日数	2014	0	回	
	公共用水域の類型指定水域における環境基準の達成率	河川	2014	97	%
		湖沼		80	
		海域		69	
	相模湖・津久井湖におけるアオコの発生状況	相模湖	2014	7,300	細胞数/ml
		津久井湖		16,000	
	東京湾における赤潮の発生状況	2014	2	件	
	地下水定点調査における環境基準達成状況	2014	96.9	%	
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出排出量と届出外排出量（推計値）を合わせた全体の化学物質排出量	2013	15,838	トン	
	騒音・振動・悪臭に関する苦情件数	騒音	2013	1,213	件
		振動		312	
		悪臭		1,172	
	道路交通騒音に関する環境基準達成状況	2014	88.0	%	
	県内における真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数の推移（5年移動平均）	真夏日	横浜	2010-2014 (平均)	日
海老名			58.2		
辻堂			61.8		
小田原			40.0		
三浦			55.2		
猛暑日		横浜	44.4		
		海老名	2.4		
		辻堂	6.4		
		小田原	1.2		
		三浦	6.6		
熱帯夜		横浜	0.8		
		海老名	34.0		
	辻堂	12.4			
	小田原	26.6			
	三浦	12.2			
都市公園の箇所数と総面積	箇所数	2014	7,389	箇所	
	面積		4,790	ha	
漁業協同組合が作成する資源管理計画数	2014	31	計画		

環境指標		年度	値	単位	
人材・技術	ISO14001及びエコアクション21などの環境マネジメントシステム 認証取得事業所数	2014	1,683	事業所	
	「環境基本計画」、「地球温暖化対策地方 公共団体実行計画」の策定市町村数	環境基本計画	28	市町村	
		地球温暖化対策地方公共団 体実行計画」(事務・事業 編)	30		
		地球温暖化対策地方公共団 体実行計画」(区域施策編)	13		
	地球温暖化防止活動推進員が実施する環境学習や 市町村を通じて 把握できる、こどもエコクラブ等の環境学習への参加者数		(今後把握)		
	家庭のエネルギー消費量・水道水使用量	エネルギー使用量	2012	35.6	GJ/世帯
		水道水使用量	2013	198	m <sup>3</sup> /世帯
	産学公技術連携データベースにおける環境関連技術で連携可能とした 企業の登録件数		2015	116	件
スギ・ヒノキ花粉の飛散量の変化		(今後把握)			

## 参考資料

### 1 社会経済等の動向

環境基本計画の策定に当たり、念頭に置くべき社会背景や環境動向について、取りまとめました。

#### (1) 人口・世帯

##### ア 人口

国内では、少子高齢化が進み、2008(平成20)年をピークとして減少局面に入っており、2010(平成22)年には、人口が1億2,806万人となりました。

県内では、2009(平成21)年に人口が900万人を突破するなど、人口流入などによる社会増により人口の増加傾向は続いています。一方で、少子高齢化により自然増減は減少しており、2014(平成26)年には、統計を開始した1958(昭和33)年以来初めて、死亡者数が出生者数を上回りました。

県の人口推計では、2018(平成30)年に913.4万人となり、総人口のピーク(中位推計)を迎え、その後減少していくことが見込まれています。

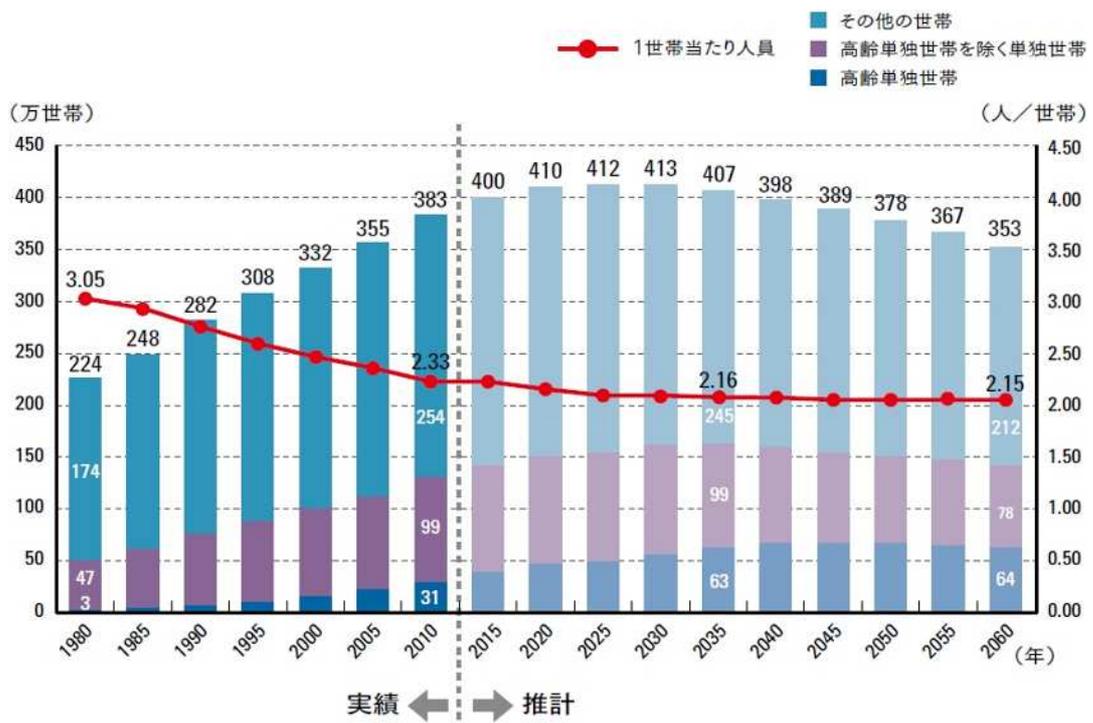


図 県の人口推計

出所：「かながわランドデザイン」

##### イ 世帯

国内の世帯数は、2010(平成22)年の約5,184万世帯から2019(平成31)年には約5,307万世帯となり、その後は減少に転じることが見込まれています。県内の世帯数は、増加傾向が続いてきましたが、県の推計では、2030(平成42)年頃に413万世帯となりピークを迎え、その後減少していくことが見込まれています。世帯構成としては、単独世帯が増加しており、特に一人ぐらしの高齢者の世帯が大幅に増加していくと見込まれています。国の「平成26年度環境の状況」によると、今後の人口減少に伴い、エネルギー消費に伴う温室効果ガス及び廃棄物の排出などの環境負荷が減少することが予想されています。その一方で、世帯人数が少ないほど、一人当たりのエネルギー消費量は増加する傾向があるため、世帯の少人数化と世帯数の増加により、環境負荷を高め、人口減少による環境負荷の低減を相殺していくことも予想されています。



出所：「かながわランドデザイン」

図 県の家計推計

(2) 土地利用

県の利用区別土地利用の状況は、前の環境基本計画策定時である平成16年では、農地8.8%、森林39.2%、水面・河川・水路3.7%、道路7.9%、宅地26.6%、その他13.7%となっていますが、平成25年では、農地8.3%、森林39.0%、水面・河川・水路3.8%、道路8.2%、宅地27.1%、その他13.5%となっています。

表 利用区別土地利用の状況

	平成16年面積(ha) <sup>注1)</sup> 【構成比(%)】	平成25年面積(ha) <sup>注1)</sup> 【構成比(%)】
農地	21,200 【8.8】	20,000 【8.3】
森林	94,727 【39.2】	94,306 【39.0】
水面・河川・水路	9,044 【3.7】	9,214 【3.8】
道路	19,106 【7.9】	19,913 【8.2】
宅地	64,333 【26.6】	65,522 【27.1】
その他	33,175 【13.7】	32,650 【13.5】
計 <sup>注2)</sup>	241,585 【100】	241,605 【100】

出所：「土地利用現況把握調査（平成17年度、平成26年度）」より県環境計画課作成

注1) 平成16年10月1日、平成25年10月1日時点の調査結果

注2) 上記数値は、小数点以下を四捨五入しているため、計とその内訳が一致しない場合があります。

### (3) 産業

2009(平成21)年の世界的な経済危機以降、国内の景気も急速に悪化しました。県内では、製造業の事業所数が減少傾向にあり、経済のグローバル化により、世界の経済情勢が県内の産業や雇用などに、直接の影響を与えるようになっていきます。

一方、企業誘致策の展開などにより、成長産業の研究開発拠点や工場などが新たに進出しています。神奈川では、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」、「さがみロボット産業特区」の2つの総合特区に加え、国家戦略特区(東京圏)に全県が指定されています。

さらに、2015(平成27)年3月には、さがみ縦貫道路が全線(相模原市緑区川尻～茅ヶ崎市西久保)で開通し、県内の南北移動の円滑化や並行する一般道における渋滞改善など交通の利便性が向上しました。

このように、特区の指定や交通の利便性の向上により、県内において、産業集積に向けたポテンシャルの高まりが期待されています。

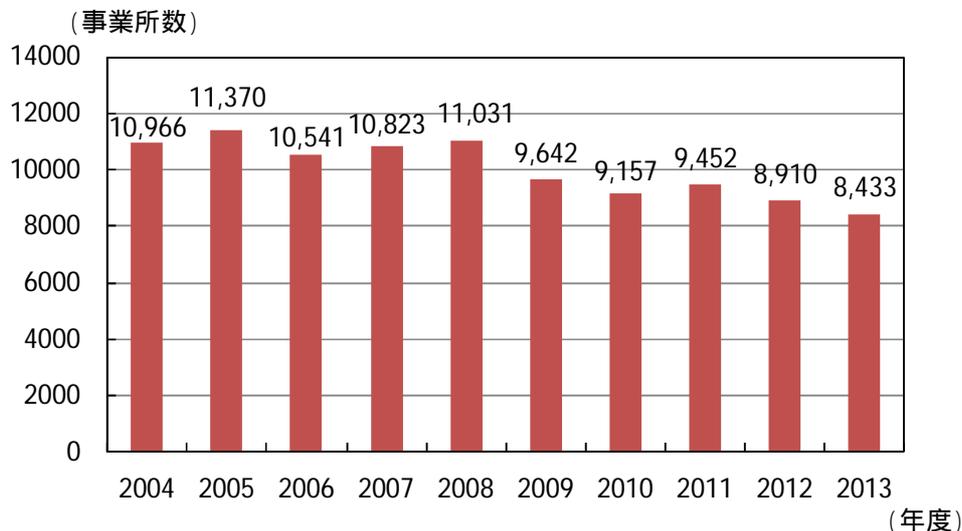


図 県内製造業の事業所数の推移

出所：「平成25年神奈川県工業統計調査結果報告」より 県環境計画課作成

### (4) 地方分権

国は、2000(平成12)年に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(いわゆる地方分権一括法)の施行をはじめ、2002(平成14)～2006(平成18)年には、国庫補助負担金改革・税源移譲・地方交付税の見直しの3つを一体として扱う改革(いわゆる三位一体の改革)を行うとともに、2011(平成23)～2015(平成27)年にかけては、5次に渡る地方分権一括法を成立させ、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行うなど、地方分権改革を進めています。

県においても、指定都市や中核市等への移行に伴う市の権限の拡大や、県と市町村との協議などによる権限の移譲が進んでいます。こうした権限移譲による県・市町村の役割分担のもとに、環境の保全と創造に向けた様々な取組について、市町村との連携を強化していく必要があります。

表 指定都市、中核市への移行に伴う事務の権限移譲の例

年度	移譲先	移管された権限の条文		事務内容
		法令の名称	条項	
2000	相模原市 (保健所政令市)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第1号 第15条第1項 第14条第1項・第6項 第14条の3の2等	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可及び取消し等
2001	横須賀市 (中核市)	都市計画法	第15条第1項第5号	10ha以上の特別緑地保全地区の指定権限
2001	横須賀市 (中核市)	都市緑地法	第14条及び第17条	都市緑地法の規定に基づく行為規制(許可等)
2003	相模原市 (中核市)	都市計画法	第15条第1項第5号	10ha以上の特別緑地保全地区の指定権限
2003	相模原市 (中核市)	都市緑地法	第14条及び第17条	都市緑地法の規定に基づく行為規制(許可等)
2006	藤沢市 (保健所政令市)	使用済自動車の再資源化等に関する法律	第42条第1項 第51条第1項 第67条第1項 第72条等	引取業者の登録及び取消し、破砕業の許可及び取消し等
2010	相模原市 (指定都市)	都市計画法 首都圏近郊緑地保全法	第15条第1項第4号 第5条第1項	近郊緑地特別保全地区の指定権限

表 事務処理の特例に関する条例に基づく事務の移譲の例

年度	移譲先	移管された権限の条文		事務内容
		法令の名称	条項	
2005	三浦市	県生活環境の保全等に関する条例	第56条の2第1項、第2項、第3項、第4項 第56条の3 第111条第1項等	大型小売店における夜間小売業者の届出の受理、指導及び助言、立入検査等
2005	大磯町 湯河原町 清川村	県生活環境の保全等に関する条例	第110条の2 第108条 第111条第1項	アイドリングストップに係る必要な措置の勧告、報告の徴収、立入検査
2006	平塚市 藤沢市	大気汚染防止法	第17条の5第1項 第17条の6第1項 第17条の7第1項 第17条の8 第17条の11	揮発性有機化合物排出施設に係る届出の受理、計画の変更並びに廃止の命令、改善並びに施設使用の一時停止の命令
2006	二宮町	県生活環境の保全等に関する条例	第110条の2 第108条 第111条第1項	アイドリングストップに係る必要な措置の勧告、報告の徴収、立入検査
2006	横須賀市	農地法	第4条 第49条 第51条等	農地転用の許可、土地等への立入調査の実施、違反転用に係る許可の取消等
2007	横須賀市	県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	第10条第1項 第11条第1項 第13条第2項等	産業廃棄物の保管場所の届出の受理、立入検査等、不適正処理に関する措置等
2012	海老名市	県生活環境の保全等に関する条例	第110条の3第1項、第2項	アイドリングストップに係る条例に規定する事項の公表、勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること
2014	川崎市	農地法	第4条 第49条 第51条等	農地転用の許可、土地等への立入調査の実施、違反転用に係る許可の取消等

## (5) 環境動向

### ア 地球温暖化

2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災以後、原子力発電所の停止に伴って化石燃料への依存度が高まることで、火力発電所の稼働が増加しました。その結果、二酸化炭素の排出量も増加し、地球温暖化に深刻な影響を与えるおそれが生じ、エネルギー政策が環境問題と密接に関係することが再認識されました。実際に、県内の2012(平成24)年度の温室効果ガス排出量は、7,656万t-CO<sub>2</sub>で、基準年1990(平成2)年度と比較して4.6%の増加となっています。これは、原子力発電所の稼働停止による火力発電所の発電量の増加が主な原因となっています。

また、地球温暖化が進行することにより、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加するなど気候への影響があると予測されており、地球温暖化の防止を図るための対策(緩和策)に加え、地球温暖化の影響に対処するための対策(適応策)の検討が必要となっています。

### イ 資源循環

国内における物質フロー(資源採取から消費、廃棄までの一連の流れ)を見ると、新たに投入される天然資源の量は減少し、循環利用される量は増加していることから、省資源型への移行が進みつつあります。

その一方で、国民の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関する意識は総じて低下傾向にあり、実際の3Rの行動に結びつくような2R(リデュース、リユース)の取組が求められています。

また、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することを目的とした、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)が2013(平成25)年4月に施行されるなど、リサイクル(再生利用)に関する仕組みの充実が進められており、今後もリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)と併せた3Rの取組を進めていく必要があります。

### ウ 自然環境

2008(平成20)年6月に生物多様性基本法が制定されたことや、2010(平成22)年10月に開催された生物多様性条約COP10において、生物多様性に関する新たな世界目標(愛知目標)が採択されました。このことなどを受け、2012(平成24)年に策定された生物多様性国家戦略2012-2020では、生物多様性に配慮した社会システムやライフスタイルへの転換を図っていくことが必要とされています。さらに、生物多様性国家戦略2012-2020では、目標の一つとして、生物多様性地域戦略の策定自治体数47都道府県(2020(平成32)年)を掲げており、地方公共団体に対して生物多様性地域戦略の策定を求めています。

また、県においては、県民意見を反映させるために有識者・関係団体・県民から選ばれる公募委員から構成される県民会議を設置し、水源環境保全・再生施策に取り組んでいることや、里地里山保全等地域を選定し、保全・再生活動を行う団体の活動を支援するなどの県民参加による水源地域や里地里山の保全・再生施策を推進する仕組みが進展してきています。

### エ 生活環境

大気環境については、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の状況は、長期的には改善の傾向にありますが、光化学オキシダントは、環境基準の達成率が全国的に極めて低く、

県内の環境基準達成率も0%の状況が続いています。また、PM2.5が新たな環境問題として顕在化し、2009(平成21)年度には環境基準が告示されました。

水環境については、汚濁状況を表す生物化学的酸素要求量(BOD)や化学的酸素要求量(COD)の状況について、河川では概ね改善してきましたが、湖や海などの閉鎖性水域では、富栄養化問題等水質改善は未だ十分とは言えない状況にあります。

土壌・地下水汚染については、工場・事業場跡地における法に基づく調査や事業者の自主的な調査等の実施機会が多くなったため、土壌・地下水汚染の判明件数が増加しています。

化学物質については、環境中の残留量やP R T R\*(化学物質排出量届出制度)に基づき届け出される化学物質の環境中への排出量は、減少傾向にありますが、環境中の多種多様な化学物質については、健康や生態系への影響に関する情報収集・整備が不十分な状況にあります。

#### オ 人材・技術

本県では、環境配慮に積極的に取り組む企業が、大学生を対象とした環境活動体験を実施するなど、県、NPO、企業等との連携・協働による環境教育が活発に行われています。

また、環境の保全を活動分野とし、主たる事務所の所在地が県内にある特定非営利活動法人(NPO)の認証数は、2004(平成16)年度末の216団体から2014(平成26)年度末の554団体となっており<sup>注1)</sup>、環境学習・教育の担い手などとなり得るNPO法人の数は、増加してきています。

さらに、県内には、京浜臨海部の企業群、71校の大学等に加え、企業誘致施策(インベスト神奈川)により、2005(平成17)年度から2014(平成26)年度までに研究開発拠点を46件誘致<sup>注2)</sup>していることなど、企業等が技術力を発揮できるためのポテンシャルがあります。

注1) 出所は内閣府HP。特定非営利活動法人の活動分野における認証数の推移(平成27年6月30日現在)。  
ただし、2012(平成24)年度以後については、法改正に伴い内閣府認証NPOが県に移管されたため、内閣府認証のNPOの数も含む。  
注2) 施設整備等助成制度、産業集積支援事業認定制度の認定を受けた施設区分「研究所」の件数。

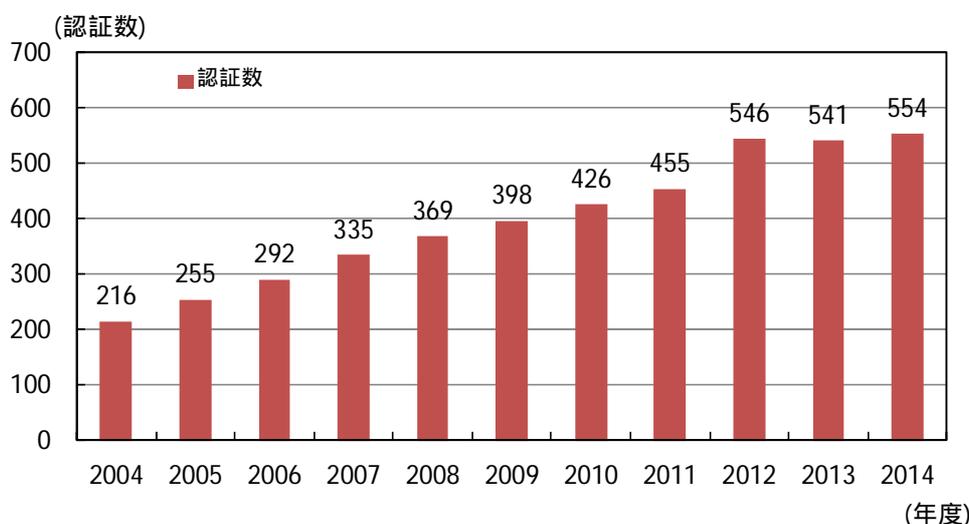


図 NPO法人認証数(環境の保全)の推移

出所：内閣府HPより 県環境計画課作成

## 2 用語集

### 【あ】

ISO14000シリーズ	<p>ISO14000シリーズは、国際的な非政府機関である国際標準化機構(ISO)が発行する環境マネジメントシステムに関する規格の総称であり、環境マネジメントシステム、環境ラベル、環境パフォーマンス評価(事業所ごとの評価)、ライフサイクルアセスメント(LCA、製品、サービスの評価)等の規格がある。</p> <p>平成8年秋以降に環境マネジメントシステム(ISO14001)が発行され、ISO14000シリーズのうち、認証登録の対象となっているのは、ISO14001のみ。</p>
アオコ	<p>アオコは、富栄養化の進んだ湖沼等で、夏季を中心に藍藻類(ミクロキスティス、アナベナなど)が異常に繁殖し、水面に青い粉をまいたような状態を指した呼称。</p>
赤潮	<p>海中のプランクトンが大量に繁殖し、海水が赤褐色を呈する現象。発生のメカニズムは完全には究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、<sup>リン</sup>燐等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。</p> <p>魚介類に対する被害として、(1)赤潮プランクトンが魚介類のエラに詰まって窒息する。(2)赤潮プランクトンの細胞分解のため海水中のDO(溶存酸素量)が欠乏する。(3)有毒物が赤潮プランクトンにより生産、排出される。(4)細菌が増殖する。などの諸説がある。</p>
アスベスト(石綿:いしわた、せきめん)	<p>天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称。アスベストは、耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、これまでに建設資材、電気製品、自動車等3,000種を超える形態での利用があったといわれている。</p> <p>その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付けアスベストなどの除去等において所要の措置を行わないとアスベストが飛散して吸入してしまうおそれがある。</p> <p>アスベストの種類には、クリソタイル、アンソフィライト、アモサイト、トレモライト、アクチノライト及びクロシドライトがある。</p>
一酸化炭素(CO)	<p>炭素または炭素化合物が不完全燃焼した場合に生じる無色・無臭の気体。血中のヘモグロビンと容易に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。</p> <p>このため大気環境基準が設定され、「大気汚染防止法」(昭和43年)に基づき自動車排出ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度を定め、規制を行っている。</p>
エコアクション21	<p>中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう環境マネジメントシステム、その取組の評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮の方法。2004(平成16)年に認証・登録制度が導入され、2009(平成21)年には「わかりやすさと質の向上」を目的に環境省によりガイドラインが全面改訂された。</p>
エコドライブ	<p>急発進・急加速をしないなどの環境に配慮した運転。</p>
NPO	<p>Non-Profit Organization(民間非営利団体)の省略形で、ボランティア活動<sup>注</sup>を行う特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)及び法人格をもたない団体のことである。</p> <p><sup>注</sup>ボランティアやNPO(民間非営利団体)が行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の公益的活動(宗教、政治、選挙活動を除く)のこと。</p>
ORVR車	<p>ORVR(オ-アルブ-イ-アル)は、Onboard Refueling Vapor Recovery(車搭載型燃料供給時蒸気回収装置)の略。</p> <p>ORVR車は、給油時、走行時、駐車時のあらゆる場面で自動車から大気中へ放出されている「ガソリンベーパー」のほとんどを車体内で回収し、運転中に燃料として再利用できる。</p>

汚濁負荷量	汚濁負荷量とは、水域に流入する家庭や工場など陸域から排出される有機物、窒素、りん等の汚濁物質の量をいい、排水量とその汚濁物質の濃度の積で計算され、1日当たりのトン数で表される。東京湾など閉鎖性の高い海域では濃度規制だけでは不十分なため、汚濁負荷量総量の制限による総量規制を実施する。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとして規定している。

### 【か】

化学的酸素要求量 (COD : Chemical Oxygen Demand)	水に含まれている有機物の量を表す指標であり、水の中に含まれている有機物が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものである。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
ガスコージェネレーション(システム)	ガスを使って電気と熱を取りだし、利用するシステムのこと。他の化石燃料に比べ、CO <sub>2</sub> 、NO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> の発生量が少ない都市ガスを用いて発電し、廃熱を給湯や空調、蒸気などの形で有効に活用するため、環境性や省エネ性に優れている。
かながわエコ10(てん)トライ	正式名称は、私たちの行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ。地球環境保全のための行動指針新アジェンダ21かながわを引き継ぐものとして、平成27年7月にかながわ地球環境保全推進会議で採択された。県民の日々の生活、企業の事業活動、行政の取組の中で、地球環境問題を自分のこととして考え、解決するための行動を10の項目、90の行動メニューとして取りまとめたもの。
かながわエコBOX	県が民間団体に委託し運営する「かながわ環境活動支援コーナー」の愛称。このコーナーは、環境分野の情報提供・相談を充実させ、また、環境団体等の活動を支援するため設置したものである。地球温暖化、環境教育など環境分野全般の相談に応じるとともに、図書などの貸出しも行っている。(場所：かながわ県民センター内)
かながわりサイクル認定製品	県が、リサイクル製品のうち一定の品質・安全性等の一定の基準に適合していると認定するものを「かながわりサイクル認定製品」という。
かながわりリユースショップ認証	県では、3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))の取組の1つであるリユースの促進を目的に、県民がリユース品(中古品)の売却や購入にあたって、安心してリユースショップを利用できるよう、基準等を満たしたリユースショップの認証を行っている。
環境基準	人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさなど数値で定められるもの。 典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下については、現在の科学的・技術的水準では人の健康や生活環境に与える影響について、定量的な測定方法によりの確に把握できないなどの理由から、環境基準が設定されていないが、大気汚染(二酸化窒素の大気中の濃度の基準など)、水質汚濁(カドミウムの水中の濃度の基準など)、土壌汚染(カドミウムの土壌から溶出する量の基準など)及び騒音(住居用地域の時間帯ごとの大きさの基準など)の4つについては、環境基本法に基づき環境基準が定められている。また、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準が、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき定められている。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。
環境マネジメントシステム	環境マネジメント(環境管理)は、企業などの事業者が、法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のための行動をとるための仕組み。ISO14000シリーズという環境マネジメントシステムとは、企業などの事業者が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続を指しており、また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理の実行状況の点検作業を環境監査と呼んでいる。

揮発性有機化合物 (VOC: Volatile Organic Compounds)	<p>揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、炭化水素系物質を主とする。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがあり、主なもので約 200 種類ある。塗料溶剤(シンナー)、接着剤、インキ、一部の洗浄剤等に含まれており、固定発生源からの、大気排出量は年間約 79 万トン(平成 22 年度)と推計されている。</p> <p>浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質の一つであるため、その対策の一環として、平成 18 年 4 月から大気汚染防止法による VOC 規制が行われている。</p>
九都県市(首脳会議)	<p>埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県知事、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市の市長により構成され、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした会議。</p>
京浜スマートコンビナート	<p>京浜臨海部において、生産活動の高効率化や高付加価値化、エネルギー効率向上を追求するトップランナー企業の集積・連携により「産業と環境の調和と好循環」を実現するコンビナートのこと。</p>
建設副産物	<p>建設工事に伴い副次的に得られた全ての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。 ) 及び陶器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。</p>
光化学オキシダント (Ox)	<p>工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応(光化学反応)を起こし、オゾン(O<sub>3</sub>)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)の光化学オキシダントを含む二次汚染物質となる。まれに風が弱い等の特殊な気象条件が重なると、光化学反応により生成された二次汚染物質が多く滞留し、白くもやがかかったようになる。これを光化学スモッグという。</p> <p>光化学スモッグが発生した時は、光化学オキシダントにより眼やのどに刺激を受けたり、葉が枯れる等の被害が発生しやすい。このように、光化学オキシダントは、人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため大気環境基準が定められている。</p>
公共下水道	<p>公共下水道は、主として市街地における雨水を排除するとともに、人間の生活活動や、生産活動により発生する汚水を主として道路の地下に敷設した管きょ(大部分が暗きょ)で排除し、終末処理場で処理または流域下水道に接続するもので、事業主体は原則として市町村である。</p>
公共用水域	<p>公共用水域とは、水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共こうきょ、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。</p> <p>ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除く。」とされている。</p>
固定発生源	<p>大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類される。固定発生源としては、工場・事業場に設置されるボイラー、金属加熱炉、ガラス溶融炉、廃棄物焼却炉などがあり、移動発生源としては、自動車、船舶、航空機などがある。</p> <p>固定発生源については、大気汚染防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、ばい煙(排煙)の規制を実施し、また、移動発生源については自動車の排出ガス規制が実施されている。</p>

### 【さ】

再生可能エネルギー	<p>「エネルギー源として持続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。</p>
COD(Chemical Oxygen Demand)	<p>(「化学的酸素要求量」の項</p>

新アジェンダ21 かながわ	日本初のローカルアジェンダとして1993(平成5)年に採択された「アジェンダ21かながわ」の成果と課題を踏まえ、より実践的で実効性あるアジェンダ(課題解決に向けた行動計画)として、2003(平成15)年10月に県民、企業、行政等による「かながわ地球環境保全推進会議」が策定したものの。推進の仕組みとして「マイアジェンダ登録制度」を構築し、持続可能な社会かながわづくりをめざしている。 なお、2015(平成27)年7月のかながわ地球環境保全推進会議により「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ」が採択された。
水素社会	水素エネルギーを日常の生活や産業活動で利活用する社会。水素エネルギーは、利便性やエネルギー効率が高く、利用時に温室効果ガスの排出がない。
生物化学的酸素要求量(BOD:Biochemical oxygen Demand)	水に含まれる有機物量を表す指標であり、水中の好気性微生物によって消費される溶存酸素の量を、有機物の量に換算したものである。BODの数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。 一般に BOD は、炭素系の有機物の分解によるものが主なもので、水中の有機物全量を知る直接的な指標とはならないが、この値の大きい排水を河川等に排水すると、水中の溶存酸素の欠乏を招き、自浄作用を損なう結果となる。
生物多様性	ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であると考えられている。生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。
総量規制	一定の地域内の汚染(濁)物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染(濁)物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。

#### 【た】

ダイオキシン類	ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月15日施行)により、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3物質群と定義されている(単一の物質でないため、「物質群」としている)。ダイオキシン類は、結合している塩素の数と、その結合している位置の違いによって二百数十の種類がある。また、種類によって毒性の強さが異なり、通常、環境中のダイオキシン類は、複数の種類が混在しているため、全体の毒性の強さを表すためには、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の量に換算して合算している。この換算値には「TEQ」を付記して表す。 ダイオキシン類は、水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温(800以上)ではほとんど分解する。ダイオキシン類の毒性は、動物実験において急性毒性、発がん性、催奇形性や環境ホルモン作用等の影響が報告されており、人の場合は2,3,7,8-TCDDに発がん性があるとされているが、催奇形性や内分泌かく乱作用があるのかどうかについてはまだよくわかっていないため、現在、研究が進められている。
地域制緑地	法令や条例に基づき土地利用に制限をかけることにより保全される緑地。
地下水汚染	工場排水や生活排水等による有機塩素化合物、重金属及び硝酸性窒素等により、地下水が汚染されている状態のことをいう。地下水の水質は一般に表流水より良好であるが、汚染されると回復が困難である。 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等28項目が定められている。
地球温暖化	現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより地球の平均気温が上昇することをいう。 「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の予測によれば、1986年から2005年を基準とした2081年から2100年における世界平均地上気温の上昇幅が0.3~4.8、平均海面水位の上昇幅が26~82cmと予測されている。温暖化によって、生態系、食料生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすことが予測されている。

窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	<p>窒素酸化物は、空気が酸素と窒素の混合気体のため、空気中で燃料等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)であり、発生源で発生する窒素酸化物は大部分がNOであり、大気中で酸化されてNO<sub>2</sub>となる。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。</p> <p>大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する「ばい煙」及び自動車の運行に伴い発生する「自動車排出ガス」に含まれる窒素酸化物が規制の対象物質となっている。窒素酸化物は、人の健康に影響を与える。特にNO<sub>2</sub>は、呼吸系への悪影響があることから大気環境基準が定められている。</p> <p>また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。</p>
土壌汚染	<p>人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壌が有する水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能を阻害することを土壌の汚染という。土壌の汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等27項目が定められている。</p>
トラスト制度	<p>かながわのナショナル・トラスト運動による緑地保全のこと。かながわナショナルトラスト運動は、県民とともに、県内の優れた自然環境及び歴史的環境を保全し、みどり豊かな美しいかながわを次世代の子どもたちに引き継いでいこうとするもの。この運動を、かながわトラストみどり基金(昭和61年設置)と(公財)かながわトラストみどり財団(昭和60年設立)及び市町村などと連携して推進している。</p>

#### 【な】

二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	<p>硫黄酸化物の一種。硫黄酸化物は、工場や事業場で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が、硫黄酸化物として排出され大気汚染の原因となる。SO<sub>x</sub>と略称され、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)の他、三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>)、硫酸ミスト(H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>)などが含まれる。</p> <p>二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られており、大気環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」(昭和43年)では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。</p>
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	<p>大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。</p> <p>二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、大気環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。(「窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)」の項)</p>

#### 【は】

バイオマス	<p>動植物から生まれた再生可能な有機性資源。代表的なものに家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらなどがあげられる。</p>
ばいじん	<p>石炭や石油系の燃料など物の燃焼に伴い、発生するすす等の固体粒子をいい、このうち大気中に排出されたあと、重くて地上に降りてくるものを降下ばいじんという。人の健康に影響を与えるため、大気汚染防止法等により排出規制が行われている。</p>
廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)	<p>廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいうと定義されている。(「廃棄物処理法第2条」)</p> <p>廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。産業廃棄物は、事業活動によって生じた廃棄物のうち、法令で定められたものをいう。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。</p>

パリ協定	<p>平成27年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組み。</p> <p>主な内容としては、世界共通の長期目標として2 目標のみならず1.5 への言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。</p>
PRTR(環境汚染物質排出・移動登録: Pollutant Release and Transfer Register)	<p>一般に、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し行政に届け出るとともに、行政はそれを何らかのかたちで集計・公表するもの。OECDは平成8年2月、加盟国にこの制度の導入を勧告し、我が国では平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)が公布された。</p> <p>平成13年4月より、一定の要件を満たす事業者は排出量等の把握義務が生じ、平成14年4月からは都道府県を經由し、国への届出義務が生じている。</p>
非意図的(生成物質)	<p>意図せざるものとして生成された化学物質のこと。例えばダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生じてしまった有害物質である。</p>
BOD(Biochemical oxygen Demand)	(「生物化学的酸素要求量」の項)
肥効調節型肥料	<p>肥料の効果を持続させるため、様々な方法で肥料成分の溶出を調節した化学肥料のこと。植物の養分吸収特性に合わせた肥料成分の供給が可能となるため、減肥や追肥回数の軽減などの省力化や、肥料成分の流出を防止し、環境に配慮した農業を行うことができる。</p>
ヒートアイランド	<p>都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。</p> <p>この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。</p>
微小粒子状物質(PM2.5)	<p>大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が0.0025mm以下の微細な粒子の総称である。主な発生源は、浮遊粒子状物質と同様であるが、人為発生源由来の粒子の比率が高いといわれている。</p> <p>呼吸器の奥まで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されており、大気環境基準が設定されている。</p>
富栄養化	<p>富栄養化とは、湖沼、海で植物が生育するうえで必要とする栄養物質(代表的なものとして窒素、りん)が低い濃度から次第に高い濃度に増加して、栄養物質が豊富になっていくことをいう。</p> <p>その結果として、植物プランクトンが大量に増殖することがあり湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、水道水の浄水操作や魚類の窒息死などの障害が発生する場合がある。</p>
浮遊懸濁物質	<p>土砂、プランクトンやバクテリア、それらの遺骸、動物の排泄物など、水中に懸濁している物質の総称。</p>
浮遊粒子状物質(SPM:Suspended Particulate Matter)	<p>大気中の粒子状物質は、すすや粉じんなど比較的粒径が大きく沈降しやすい降下ばいじんと大気中に長期間浮遊する浮遊粉じんがあり、浮遊粉じんの中でも粒径が0.01mm以下のものを浮遊粒子状物質(SPM)という。</p> <p>浮遊粒子状物質は、大気中に長期間浮遊し、気管に入りやすく、肺に沈着しやすい。高濃度になるとぜん息、気管支炎等の呼吸器系疾患の原因となるおそれがあることから、大気環境基準が設定されている。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(砂じん、火山灰、森林火災の煙など)のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。</p>

VOC (揮発性有機化合物)	(「揮発性有機化合物」の項)
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	<p>絶縁油、熱媒体、塗料、インキなど広範囲に使用されていたが、分解性が低く、生体内への蓄積性が高い。慢性毒性も高く、昭和49年に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」で製造、輸入、使用が原則禁止されている。</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDD)やポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)と構造や毒性が類似しているコプラナ - PCB (PCBの一種)も「ダイオキシン類」として規制の対象としている。</p>

#### 【ま】

マイエコ 10(てん)宣言	マイアジェンダ登録制度を引き継ぐものとして、「かながわエコ 10(てん)トライ」の90の行動メニューから自分を取り組みたい項目を10個選んで宣言するもの。
メッシュ調査(地下水)	県全域の地下水の汚染状況を把握するため、県内を1kmメッシュに区切り、各メッシュ内に1つの井戸を選定し、その井戸の水質について行う調査。4年間で1巡するよう、年次計画を策定し実施している。

#### 【や】

有害大気汚染物質	<p>低濃度であっても継続して摂取し続けることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で大気の汚染の原因となる物質をいい、平成8年5月に大気汚染防止法に対策等が位置づけられた。</p> <p>特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の23物質が定められている。</p>
養浜	海岸に人工的に土砂を供給することにより海岸の生成、改良および維持を行い、侵食された海岸の回復を図るもの。

#### 【ら】

緑肥	<p>土壌を肥沃化する目的で栽培、鋤込みをおこなう作物のこと。ソルゴーやマリーゴールドなどが用いられる。</p> <p>緑肥を鋤込むことで土壌の透水性・保水性の改善、地力維持や有害センチュウ防除にも効果が期待できる。</p>
林床植生	森林はさまざまな高さをもった植物の組み合わせによる多層構造であるが、林床植生はこれらのうち低木以下の階層を構成する植生のこと。
類型指定(水質)	水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、水域の利用目的に応じて区分された類型ごとに基準値が定められている。現在、河川は6類型、湖沼は4類型(河川、湖沼とともに全窒素及び全りんについては5類型、全亜鉛については4類型)、海域は3類型(全窒素及び全りんについては4類型、全亜鉛については2類型)に区分されている。このため、ある水域がどの類型に該当するかを個別に指定する必要があり、このことを類型指定という。

### 3 神奈川県環境基本条例

平成 8 年 3 月 29 日  
条例第 12 号

改正 平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号  
平成 22 年 3 月 26 日条例第 8 号

#### 目次

##### 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
  - 第 1 節 環境基本計画等（第 7 条～第 9 条）
  - 第 2 節 環境の保全及び創造を推進するための施策（第 10 条～第 26 条）
  - 第 3 節 地球環境保全等に関する施策（第 27 条～第 29 条）

##### 附則

私たちの郷土神奈川は、丹沢や箱根の山並み、相模湾に広がるなぎさなどの豊かな自然が息づくとともに、産業と貿易の中心地として、また、全国でも有数の都市化の進んだ地域として発展してきた。この県土の中で展開されたおう盛な社会経済活動や人口の集中は、一方で、公害を発生させ、自然や生態系の破壊を進行させることになった。

このような中で、神奈川県は、昭和 46 年に良好な環境の確保に関する基本条例を制定し、環境の破壊を防止するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今日の環境問題は、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市や生活に密着した問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の問題にまで拡大し、このままでは将来の世代に取返しのつかない影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っている。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、良好な環境を保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを深く認識し、郷土の環境、そして人類の生存基盤である地球の環境を保全することの大切さを学ぶとともに、社会経済活動や都市のあり方、生活様式を問い直し、環境に配慮した新たな社会をつくりあげていかなければならない。

このような認識のもとに、環境の保全及び創造を重視し、きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよい神奈川を実現するため、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

**第 1 条** この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

##### （定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、生物の多様性の喪失その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事

態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

**第3条** 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、県内のすべての地域においてそれぞれの地域の自然的社会的条件に応じて環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等の計画の段階から総合的に環境に配慮することにより、豊かな自然環境を保全し、住みよい都市を創造し、及び快適な生活を実現することを旨として行われなければならない。

4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

**第4条** 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するとともに、土地の利用計画、都市計画、企業の立地等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮するように努めなければならない。

（事業者の責務）

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 前項の場合において、事業者は、特に次に掲げる事項を遂行するように努めなければならない。

(1) 事業の内容、地域の状況等を勘案して、環境の保全上の支障が生じないように、事業活動を行う場所を選定し、及び工場、事業場等を設置すること。

(2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用する等の措置を講ずること。

(3) 環境への負荷を低減させるための体制の確立及び技術の研究開発の推進を図るとともに、環境に関する情報を提供すること。

(4) 工場、事業場等における敷地内の緑化の推進その他環境の整備を図ること。

(5) 県が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他環境の保全及び創造に関する活動に協力すること。

一部改正〔平成22年条例8号〕

（県民の責務）

**第6条** 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

## 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第 1 節 環境基本計画等

(環境基本計画)

**第 7 条** 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、神奈川県環境審議会及び市町村の長の意見を聴かななければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

(施策の策定等に当たっての指針)

**第 8 条** 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 前項の場合において、県は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されること。

(2) 生物の多様性が確保されるとともに、森林、農地、河川、湖沼、海岸等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、並びに良好な景観及び歴史的、文化的遺産が保全されること。

(4) 環境の保全上の支障が未然に防止されること。

(5) 地球環境保全に配慮すること。

(6) 市町村及び県民等の参加が図られること。

3 県は、第 1 項に定める整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

(環境白書)

**第 9 条** 知事は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした環境に関する白書を定期的に作成し、及び公表しなければならない。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

### 第 2 節 環境の保全及び創造を推進するための施策

(県民等の意見の反映)

**第 10 条** 県は、環境の保全及び創造に関する施策に、県民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

(環境の保全及び創造に関する教育等)

**第11条** 県は、県民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、県民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、機会の提供、人材の育成、広報活動の充実その他の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成22年条例8号〕

（県民等の自発的な活動の促進）

**第12条** 県は、県民等が自発的に行う自然環境の保全に関する活動、緑化活動、美化活動、資源の再利用に関する活動、地球環境保全に資する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成22年条例8号〕

（情報の提供等）

**第13条** 県は、環境の保全及び創造に関する情報の提供及び公開に努めるものとする。

一部改正〔平成22年条例8号〕

（環境影響評価の推進）

**第14条** 県は、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成22年条例8号〕

（規制等の措置）

**第15条** 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

（1）公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

（2）自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

3 県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な指導その他の措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成22年条例8号〕

（特別の施策）

**第16条** 県は、次の各号に掲げる環境の保全及び創造のために特別な施策を必要とする地域があると認める場合には、当該各号に定める施策を実施するように努めるものとする。

（1）環境を回復するために特別な施策を必要とする地域 都市の再開発、緑地帯の設置、工場、事業場等の集団化の促進その他の施策

（2）上水源の保護を図るために特別な施策を必要とする地域 森林の保全、下水道の整備促進、工場、事業場等の規制の強化その他の施策

（3）自然環境を保全するために特別な施策を必要とする地域 野生動植物の保護、開発行為の規制その他の施策

一部改正〔平成22年条例8号〕

（誘導的措置）

**第17条** 県は、県民等が自らの行為に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を講ずることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要がある場合には、助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

（施設の整備等）

**第 18 条** 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備、廃棄物の適正な処理、森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

（資源の循環的な利用等の促進）

**第 19 条** 県は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

（自主的な環境管理の推進等）

**第 20 条** 県は、事業者がその事業活動に際して、環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことについて、調査及び研究を行い、その普及に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、同項に定める自主的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

（調査の実施）

**第 21 条** 県は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

（監視等の体制の整備）

**第 22 条** 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制を整備するものとする。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

（科学技術の振興）

**第 23 条** 県は、環境の保全及び創造に関する科学技術の振興を図るため、研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

（公害に係る紛争の処理）

**第 24 条** 県は、公害に係る紛争について、適正かつ円滑な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 22 年条例 8 号〕

(国及び他の地方公共団体との協力)

**第25条** 県は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との協力を努めるものとする。

一部改正〔平成22年条例8号〕

(財政上の措置)

**第26条** 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成22年条例8号〕

### 第3節 地球環境保全等に関する施策

(地球環境保全行動の推進)

**第27条** 県は、市町村及び県民等と協力して、地球環境保全に資する行動に関する計画を定めるとともに、これを推進するための体制を整備するものとする。

一部改正〔平成22年条例8号〕

(地球環境保全に資する施策の推進)

**第28条** 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

一部改正〔平成22年条例8号〕

(地球環境保全等に関する国際協力)

**第29条** 県は、外国の地方公共団体等と相協力して地球環境保全及び開発途上にある海外の地域の環境の保全及び創造(以下「地球環境保全等」という。)に関する調査及び試験の実施、研究開発の推進その他の措置を講ずるとともに、開発途上にある海外の地域に対する環境の保全及び創造に関する情報及び技術の提供その他の措置を講ずることにより、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

一部改正〔平成22年条例8号〕

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(自然環境保全条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「良好な環境の確保に関する基本条例(昭和46年神奈川県条例第4号)」を「神奈川県環境基本条例(平成8年神奈川県条例第12号)」に改める。

(1) 自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号)第1条

(2) 神奈川県公害防止条例(昭和53年神奈川県条例第1号)第1条

(3) 神奈川県環境影響評価条例(昭和55年神奈川県条例第36号)第1条

(良好な環境の確保に関する基本条例の廃止)

3 良好な環境の確保に関する基本条例(昭和46年神奈川県条例第4号)は、廃止する。

(検討)

4 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例8号〕

附 則(平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 4 神奈川県環境審議会委員の名簿（五十音順、敬称略）

（ : 会長、 : 副会長、 : 部会長、 : 部会員）

氏名	職名	部会
青砥 航次	神奈川県自然保護協会副理事長	
安藤 弥生	生活協同組合ユークラブ常務執行役員 参加と連携推進本部本部長	
石川 巧	神奈川県議会議員	
石坂 匡身	(一財)大蔵財務協会理事長	
大河内 由美子	麻布大学生命・環境科学部准教授	
大矢 明夫	神奈川県町村会会長(清川村長)	
落合 由紀子	東海大学教養学部准教授	
柏木 教一	連合神奈川会長	
亀山 康子	(独)国立環境研究所社会環境システム研究センター 持続可能社会システム研究室室長	
加山 俊夫	神奈川県市長会代表(相模原市長)	
日下 修一	(一社)神奈川県経営者協会副会長	
小林 光	慶應義塾大学大学院特任教授	
斉藤 たかみ	神奈川県議会議員	
さとう 知一	神奈川県議会議員	
高槻 成紀	麻布大学いのちの博物館主席学芸員	
武内 鉄夫	(公社)神奈川県医師会副会長	
中山 育美	(一財)日本環境衛生センター環境工学部 調査課技師	
馬場 学郎	神奈川県議会議員	
藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群教授	
堀江 則之	神奈川県議会議員	
宮田 隆男	弁護士	
森川 多津子	(一財)日本自動車研究所エネルギー・環境研究部 主任研究員	

## 5 県民参加等の概要

### (1) 環境基本計画骨子案に関する説明会等の概要

対象	日程	場所
県民	平成 27 年 10 月 14 日	県庁本庁舎
	平成 27 年 10 月 16 日	湘南地域県政総合センター
	平成 27 年 10 月 18 日	県庁本庁舎（庁舎公開での意見募集）
	平成 27 年 10 月 19 日	県西地域県政総合センター
	平成 27 年 10 月 20 日	県央地域県政総合センター
市町村	平成 27 年 10 月 14 日	県庁本庁舎

### (2) 環境基本計画骨子案に関する意見募集

区分	意見提出者数（者）	意見件数（件）
県民	355	493
市町村	11	23
合計	366	516

県民からの意見提出者数を 358 者としておりましたが、正しくは 355 者でした。お詫びして訂正いたします。（平成 28 年 10 月 4 日付け修正）